第２章　全体構想

１　都市づくりの目標

(1) 都市づくりの基本的な視点

少子高齢化の進行，人口減少社会への移行，地球環境問題への関心の高まり，フロー主体からストック重視への政策の転換，地方分権の進展，国・地方における財政面での制約の増大など，都市づくりを取り巻く環境の変化を踏まえて，次のような基本的視点で本計画を策定します。

ア　地域資源と環境重視の都市づくり

地球環境問題や歴史・文化，安全・安心への関心の高まりなど，市民の都市づくりに対するニーズに対応するため，本市の貴重な資源である自然環境，景観，歴史的・文化的資源の保全，継承，活用を図るなど，自然環境や地域資源を重視した持続可能な都市づくりを進める必要があります。

イ　ストック重視の都市づくり

厳しい財政事情などの制約の中で，限られた資源を効果的に活用しながら，都市機能の向上と安全性，快適性の向上を図るため，既存の市街地の再整備，都市施設，公共公益施設の有効利用など，ストック重視の都市づくりを進める必要があります。

ウ　市民と行政との協働による都市づくり

地方分権の進む中で，豊富かつ多様な地域資源を地域の創意・工夫のもとに活用し，交流豊かで活力と魅力のある都市づくりを進めるため，市民と行政との協働による取組を一層強化する必要があります。

(2) 都市像と基本テーマ

江田島市総合計画においては，まちづくりの基本理念として，次の２点があげられています。

○瀬戸内海と島，自然とともに生きることの大切さ

○都市との交流，Ｕ・Ｉターンや定住促進の大切さ

また，次のような都市像と，都市像を支える３つの基本テーマが掲げられており，本計画においてもこれを受けることとします。

【都　市　像】　自然との共生・都市との交流による**『海生交流都市』えたじま**

【基本テーマ】　○安全・安心と快適環境の『住みよさづくり』
○海と島と歴史文化が彩る『美しさづくり』
○人と地域が輝く『元気づくり』

（江田島市総合計画）

注：『海生交流都市』とは，自然(海，島)とともに生き，自然にはぐくまれ形づくられた歴史や文化を大切にしながら，多彩な交流を生み出し，まちの「住みよさ，美しさ，元気」を高め，江田島市の個性と魅力を育てていくことを意図するものです。（江田島市総合計画）

<江田島市の都市像（将来像）と3つの基本テーマ>

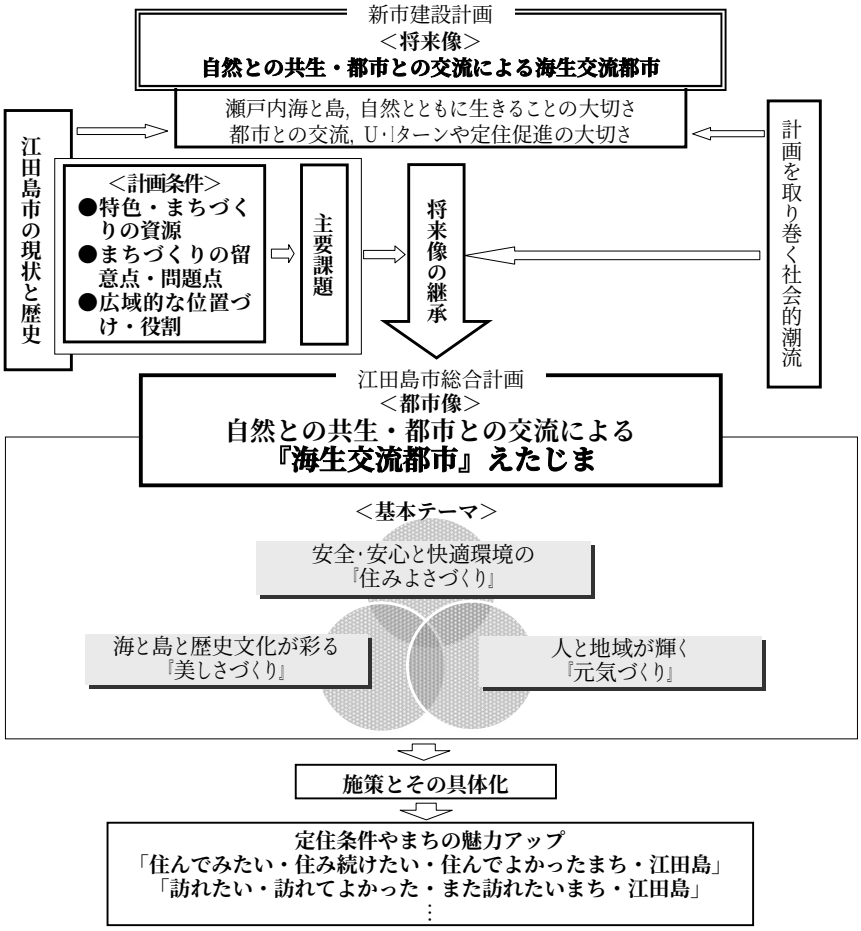

(3) 都市づくりのテーマと方針

ア　都市づくりのテーマ

本市は，瀬戸内海では唯一，全国的にも数少ない「島のみで１つの市を構成する」都市であり，島内交通機能の強化等を通じて，市民生活の基礎となる都市基盤の充実を図る必要があります。

また，広島市，呉市などの都市部に近接していることも，就業機会の確保など本市の都市機能を成立させる大きな条件となっており，近隣都市とのつながりの強化を図ることも重要な課題です。

こうした特徴や条件を踏まえ，少子高齢化が進む中で安心して暮らせ，交流豊かな活力ある都市づくりを進める上では，島内の一体性の確保と近隣都市とのつながりの強化を重視し，住民と行政，関係機関，事業者等との協働により，総合計画のテーマである『住みよさづくり』『美しさづくり』『元気づくり』に取り組む必要があります。

これらのことを踏まえ，計画期間中（平成23(2011)～32(2020)年度）の都市づくりのテーマを次のとおりとします。

【都市づくりのテーマ】　みんなで築く魅力ある『海生交流都市』

イ　都市づくりの基本的な方針

都市像を実現するため，基本テーマと都市づくりのテーマを踏まえて，都市づくりの基本的な方針を次のとおりとします。

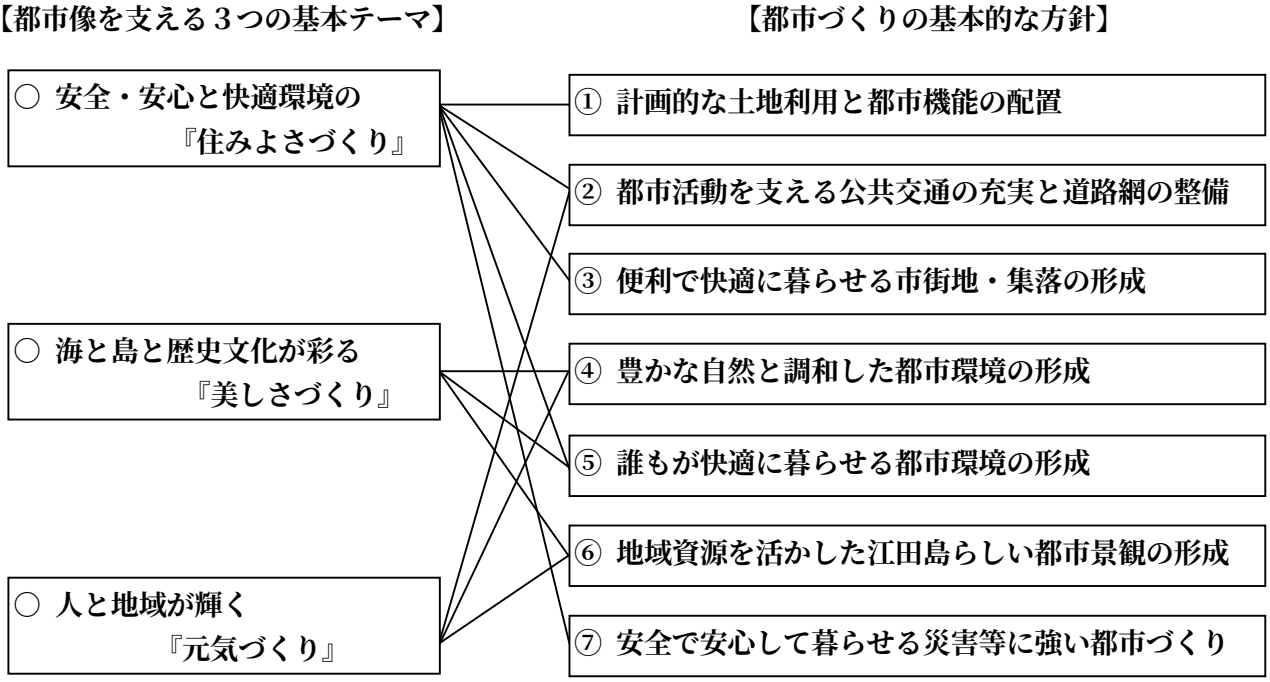

①　計画的な土地利用と都市機能の配置

良好な自然環境の保全を重視しつつ，計画的な土地利用を進めます。

また，都市の基本的機能（住み，働き，憩い，めぐる（交通））の整った活力ある都市づくりを進めるため，居住，産業，交流・レクリエーション，交通の各機能を適切に配置し，都市機能の充実を図ります。

②　都市活動を支える公共交通の充実と道路網の整備

都市生活の利便性の向上，円滑な産業活動，交流・レクリエーション活動の確保等を図るため，公共交通の充実を図ります。

また，都市機能の集積地，交通結節点等を結び，交通の軸となる道路網の整備を進めます。

③　便利で快適に暮らせる市街地・集落の形成

誰もが便利で快適に暮らせるよう，市街地・集落(注)における生活道路，下水道等の基盤施設の整備，公園，既存の公共施設等の有効活用，基礎生活圏の中心地の整備，市街地・集落の緑化等を進めます。

④　豊かな自然と調和した都市環境の形成

自然海岸，森林などの豊かな自然環境を保全するとともに，市民や来訪者がこれらの自然とふれ合うことのできる場として活用し，自然と調和した都市環境の形成を図ります。

注：市街地・集落は，人口密度と宅地化率の現状から次の区域としました。
市街地：人口密度40人以上の区域又は10人／ha以上かつ宅地化率50%以上の区域が連たんしている区域
集　落：市街地を除き，人口密度10人／ha以上の区域が連たんしている区域

⑤　誰もが快適に暮らせる都市環境の形成

誰もが安全で安心して暮らせ，都市生活を楽しむことが出来るよう，まちのバリアフリー化，移動しやすい都市づくりを進めます。

また，市街地・集落の緑化を進め，快適な都市環境の形成を図ります。

⑥　地域資源を活かした江田島らしい都市景観の形成

瀬戸内海に育まれた海と島の美しい自然景観，豊富な歴史的・文化的資源などを生かして，江田島らしい都市景観の形成を図ります。

⑦　安全で安心して暮らせる災害等に強い都市づくり

災害に強い都市構造の形成，自然災害防止対策，交通安全対策，市民との協働による防災，防犯の取組などにより，災害に強く，犯罪の少ない都市づくりを進めます。

図　都市づくりの目標と方針の設定に係る考え方（参考）

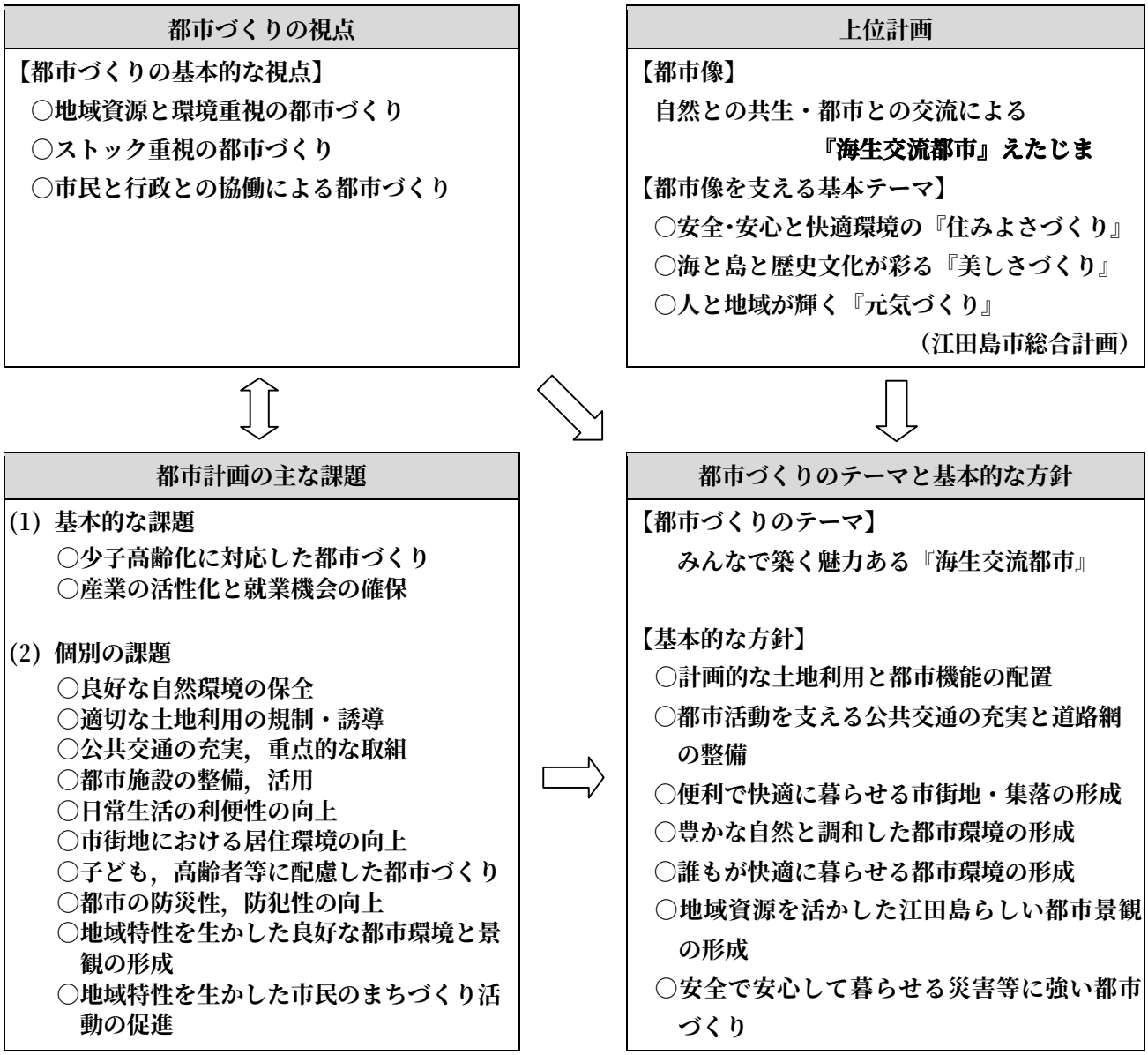

(4) 将来人口の設定

江田島市総合計画においては，人口の減少傾向及び少子高齢化の進行，社会情勢等に基づくすう勢的な人口見通しを踏まえるとともに，定住条件の向上などの施策展開による人口減少傾向の緩和を考慮し，人口の減少率を国勢調査間（５年）で５％程度に抑えることとし，平成26(2014)年における目標人口として27,000人が掲げられています。

この結果，平成26(2014)年時点で，国立社会保障・人口問題研究所による推計値に比べて，概ね10年間で1,100人の人口定着を図ることが見込まれています。

本計画における将来人口は，こうした考え方を受けて，同研究所の推計値に，平成32(2020)年は約1,500人，平成42(2030)年は約2,000人を加えた値を将来人口として設定することとし，平成32(2020)年25,000人，平成42(2030)年21,000人とします。

図　将来人口の設定

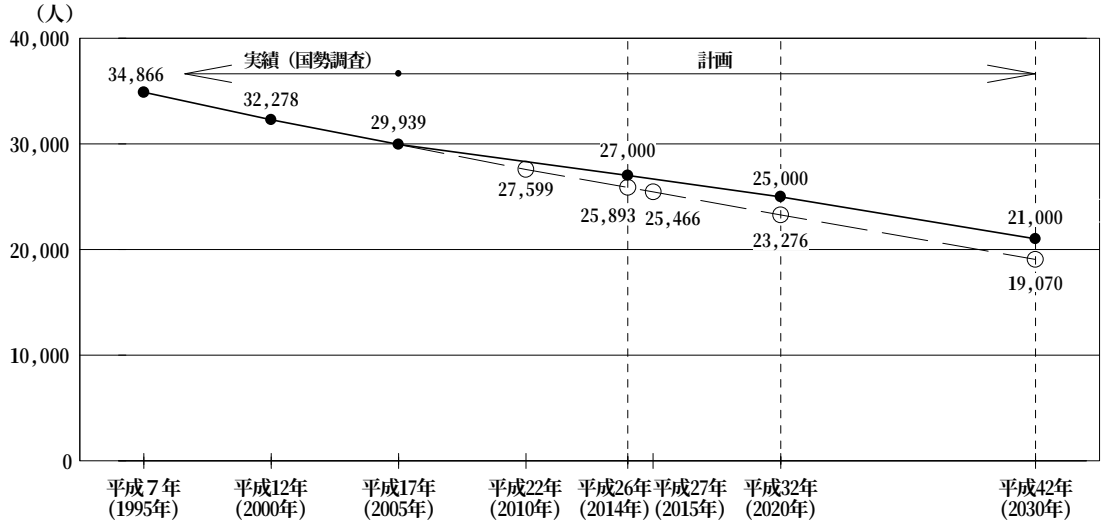

注-1：平成７(1995)～17(2005)年は，国勢調査による。
-2：○は国立社会保障・人口問題研究所推計値で，平成26(2014)年推計値は，平成22(2010)年推計値と平成27(2015)年推計値を直線補完した値
-3：将来人口の平成32(2020)年は国立社会保障・人口問題研究所推計値に約 1,500人，平成42(2030)年は同値に約 2,000人を加えた値として設定した。

表　将来人口の設定　（人）

	平成17年 (2005年)	平成26年 (2014年)	平成32年 (2020年)	平成42年 (2030年)
将来人口	29,939	27,000	25,000	21,000
国立社会保障・人口問題研究所推計値	29,939	(25,893)	23,276	19,070

注-1：平成17(2005)年は，国勢調査による。
-2：平成26(2014)年国立社会保障・人口問題研究所推計値は，平成22(2010)年推計値（27,599人）と平成27(2015)年推計値（25,466人）を直線補完した値
-3：将来人口の平成32(2020)年は国立社会保障・人口問題研究所推計値に約 1,500人，平成42(2030)年は同値に約 2,000人を加えた値として設定した。

(5) 将来の都市構造の設定

将来の都市構造は，上位計画を踏まえるとともに，都市づくりの方針に基づいて，次のとおりとします。

ア　都市活動と暮らしを支える拠点

効率的で活力ある都市活動，市民生活と交流を支え，本市の均衡ある発展を図る拠点の整備・充実に努めます。

①　都市拠点

本市の中央に位置し，商業施設等の集積している江南・飛渡瀬を，都市拠点として位置づけ，全市を対象とした広域的な都市機能の集積化と島内の交通結節機能の充実，強化に努めます。

②　地域拠点

行政施設，商業施設等が集積し，生活圏の中心地としての役割を担っている中央，中町，三高，大原の各地区を地域拠点として位置づけ，公共公益機能，商業機能，交流機能，島内外の交通結節機能等の充実に努めます。

③　生活拠点

公共公益施設，商業施設，事業所等の集積している切串，小用，高田，鹿川，畑・岡大王，柿浦などの地区を，地域拠点を補完する生活拠点として位置づけ，公共公益機能，産業機能，島内外の交通結節機能，情報提供機能，集会・交流機能など，それぞれの拠点の特性に応じた機能の充実に努めます。

④　コミュニティ中心地

地域拠点，生活拠点のほか，基礎的なコミュニティ単位として，江田島町５地区（秋月，鷲部，幸ノ浦・大須，津久茂，宮ノ原），沖美町２地区(美能，是長)，大柿町３地区(深江，小古江，大君)をコミュニティ中心地として位置づけ，集会・交流機能等の充実に努めます。

⑤　交流・レクリエーション拠点

国立江田島青少年交流の家周辺，ヒューマンビーチ長瀬，サンビーチおきみ，沖野島などを交流・レクリエーション拠点として位置づけ，滞在型観光・レクリエーション地としての環境整備に努めます。

イ　本市の魅力と活力を高めるゾーン

居住と産業のバランスのとれた都市づくりを進めるとともに，本市の地域資源，特色，土地条件等を生かしながら，市としての魅力と活力を高めるゾーンの整備・充実に努めます。

①　居住ゾーン

市街地・集落の形成されている地区については，都市基盤施設や生活環境の整備に努めるとともに，市民との協働により，地域の特徴を生かした快適なまちづくりを進めます。

②　産業ゾーン

工場が集積する小用，秋月，江南，鹿川，岡大王などの地区は，工業地としての環境を整備するとともに，より地域に根づく産業となるよう，自然環境との調和や循環型社会への対応を促進

します。
　また，工業地に近接する農業団地の生産や販売流通を支援しながら，工業と農業，観光・レクリエーションが共存するゾーンの形成を検討します。

③　海と島の交流・レクリエーションゾーン
　海と島の自然を生かしながら，自然観察や探勝の場・ルート，海水浴場，マリーナ，宿泊・滞在の場など，本市の魅力づくりと交流人口の拡大につながる交流・レクリエーションゾーンの整備・充実に努めます。

④　緑と眺望の交流・レクリエーションゾーン
　山岳の自然と眺望を生かしながら，登山道や展望台，森林公園など，本市の魅力づくりと交流人口の拡大につながる交流・レクリエーションゾーンの整備・充実に努めます。

ウ　都市機能と都市環境を高める拠点等ネットワーク軸
　拠点・ゾーン等の連絡を強化し，都市機能と都市環境を高めていくため，ネットワーク軸の整備・充実に取り組みます。

①　都市軸
　都市拠点，地域拠点，島内外の交通結節機能を有する生活拠点などを結ぶ国道 487号などの主要な道路を都市軸として位置づけ，交通機能の充実・強化，沿道への都市機能の立地誘導，沿道の景観づくりなどにより，機能的で活力のある都市づくりを進めます。

②　地域軸
　生活拠点とコミュニティ中心地，交流・レクリエーション拠点，産業ゾーン等を結ぶ主要な道路を地域軸として位置づけ，交通機能の整備，沿道の景観づくりなどにより，快適で利便性の高い都市づくりを進めます。

③　海の交流ネットワーク軸
　本市への重要なアクセス手段であり，市民生活の基盤でもある広島市や呉市をつなぐ海上交通の整備・充実を図ります。

商業施設が集積しつつある江南・飛渡瀬地区（都市拠点）

広島市からの海の玄関口（切串西沖桟橋）

図　将来の都市構造

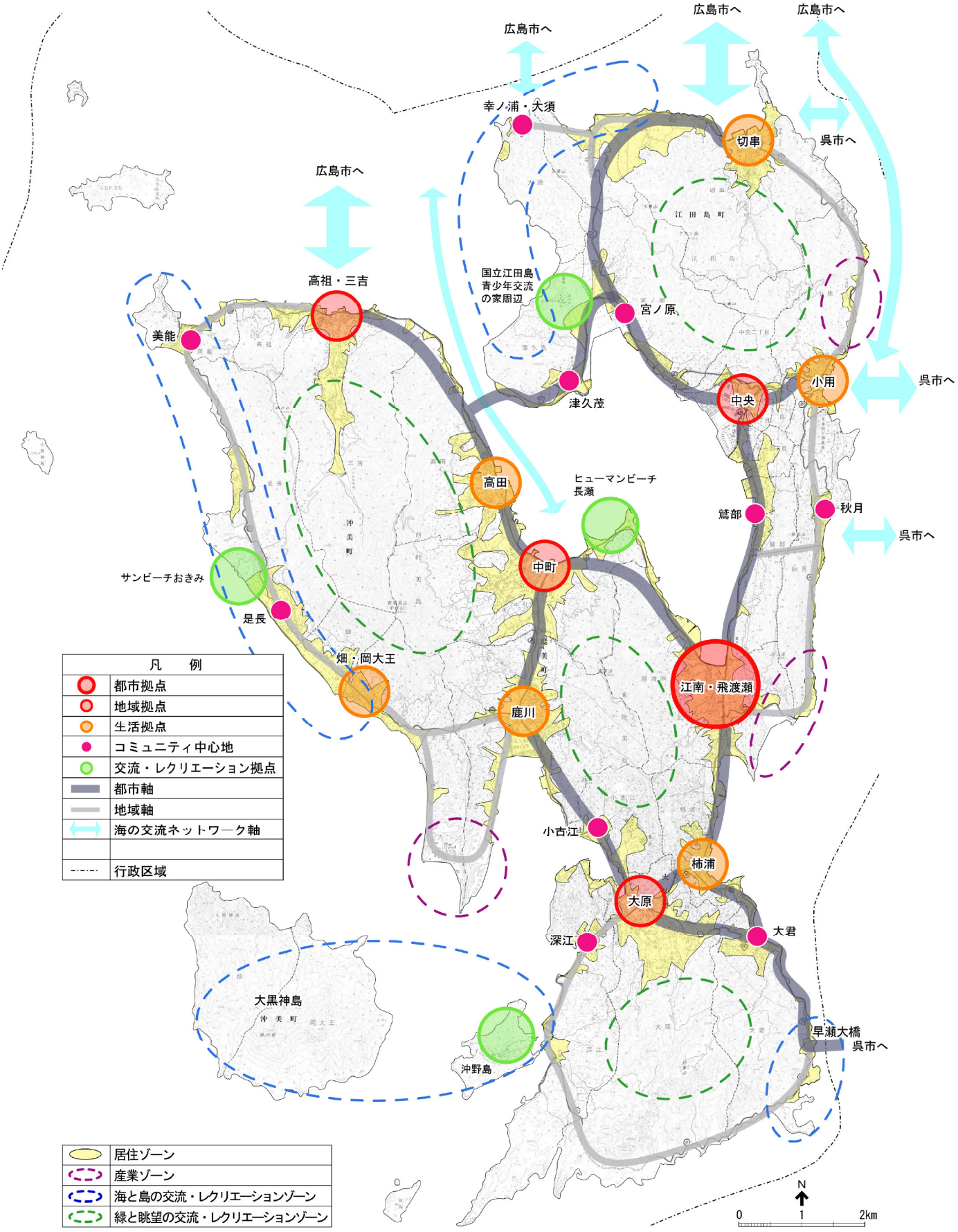
広島市へ
広島市へ
広島市へ
広島市へ
呉市へ
呉市へ
呉市へ
呉市へ
幸ノ浦・大須
切串
高祖・三吉
国立江田島青少年交流の家周辺
宮ノ原
美能
津久茂
小用
中央
高田
ヒューマンビーチ長瀬
鷲部
秋月
中町
サンビーチおきみ
是長
畑・岡大王
江南・飛渡瀬
鹿川
小古江
柿浦
大原
深江
大君
大黒神島
沖野島
早瀬大橋
呉市へ
江田島町
沖美町
凡　例
都市拠点
地域拠点
生活拠点
コミュニティ中心地
交流・レクリエーション拠点
都市軸
地域軸
海の交流ネットワーク軸
行政区域
居住ゾーン
産業ゾーン
海と島の交流・レクリエーションゾーン
緑と眺望の交流・レクリエーションゾーン
N
0
1
2km

2　土地利用の方針

(1) 現状と課題

ア　土地利用

本市は，急峻な山々が連なり，豊かな自然環境が形成されており，樹林地，海岸線などの良好な自然環境を，本市の貴重な地域資源として保全する必要があります。

また，山麓に農用地が分布し，海岸沿いに市街地・集落が分散して形成されていますが，現状では，密集した市街地・集落の分布，低・未利用地の存在，市街地と農地との混在，耕作放棄地の広がりなど，土地利用上の問題点を抱えています。

このため，限られた土地資源を有効かつ効果的に活用しながら，都市的土地利用と自然的土地利用との調和した計画的な土地利用を推進するため，土地利用目的に応じた適切な土地利用規制，誘導を行う必要があります。

図　土地利用の現況

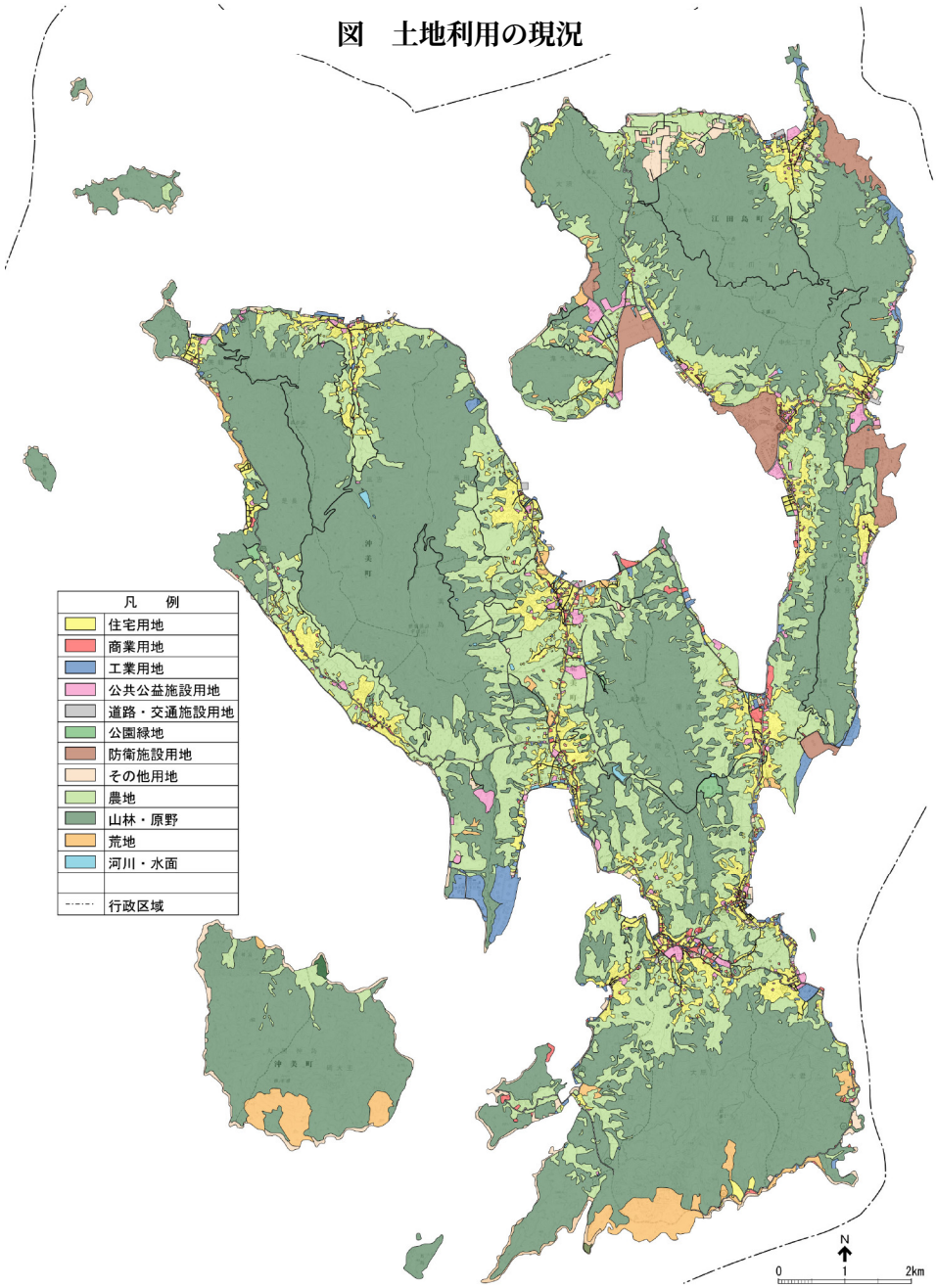

イ　都市計画区域・地域地区

都市計画区域は，江田島町（江田島都市計画区域，2,425ha）と大柿町（大柿都市計画区域，1,303ha）に指定されています。

地域地区は，江田島都市計画区域に，用途地域（第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，近隣商業地域，準工業地域の５種類，　195.7ha）と臨港地区（２港，7.58ha）が指定されています。

図　都市計画区域・地域地区

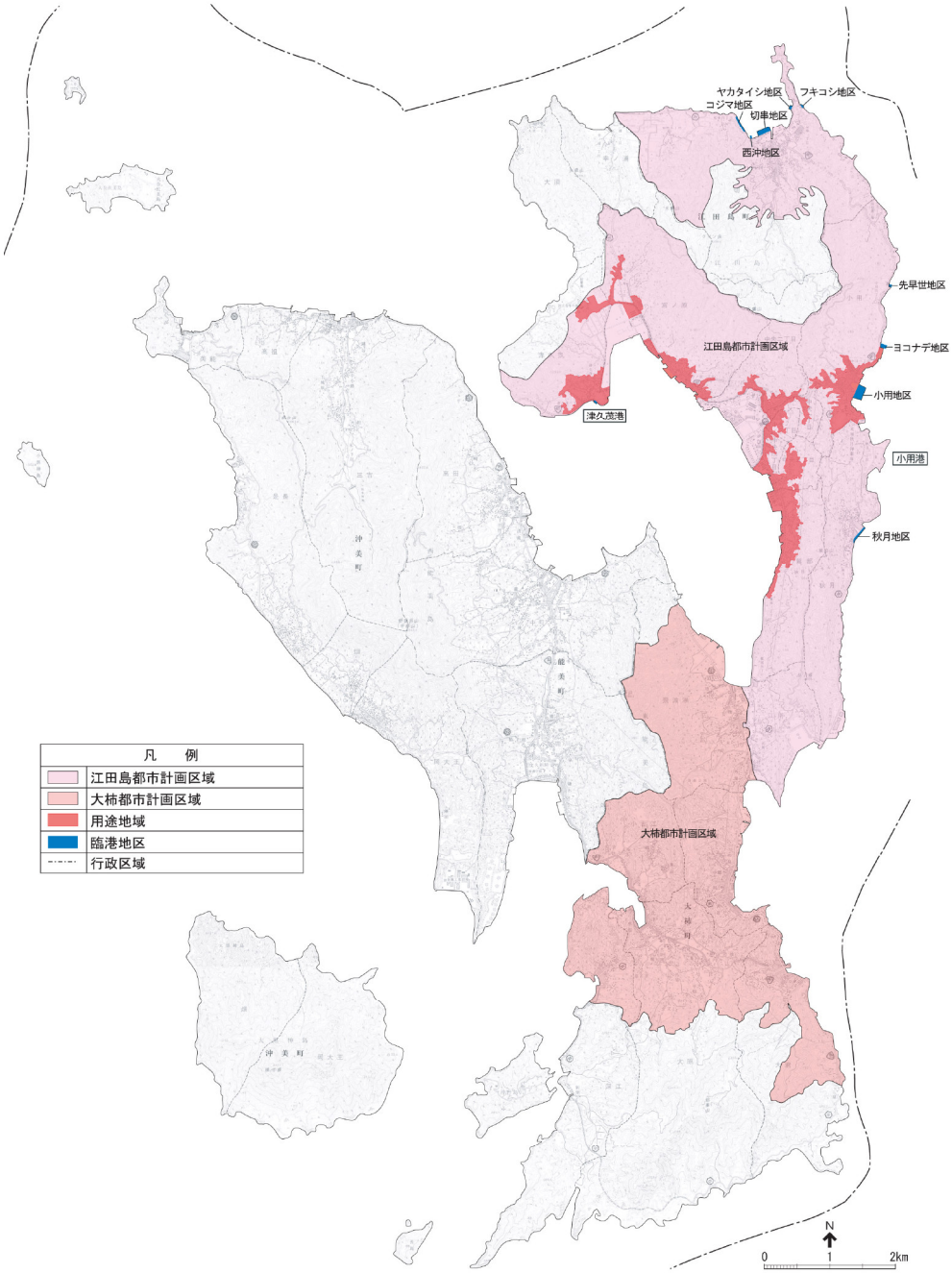

図　用途地域の指定状況

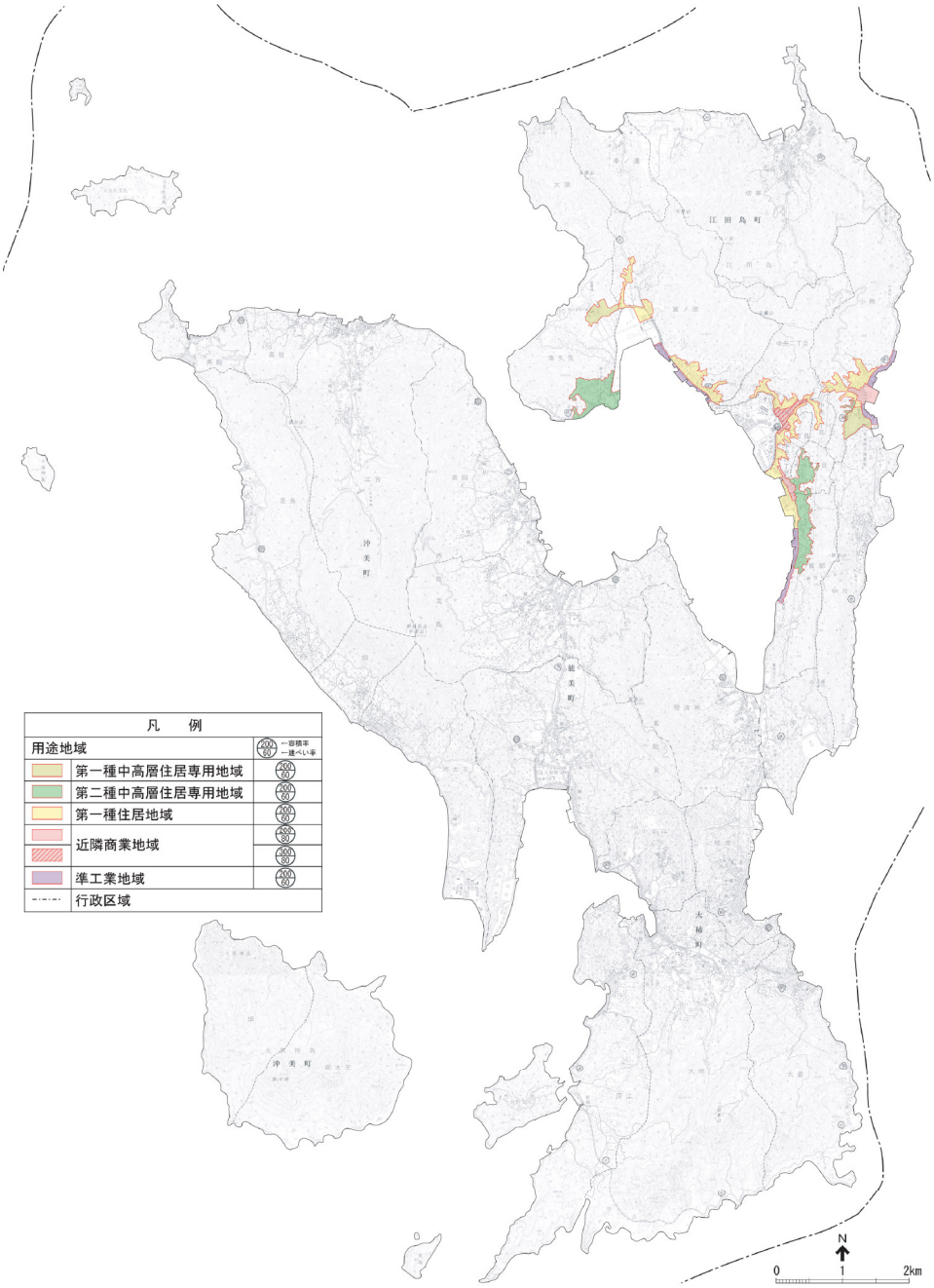
凡　例
用途地域
200 60 一容積率 一建ぺい率
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
近隣商業地域
準工業地域
行政区域
江田島町
沖美町
能美町
大柿町
N
0
1
2km

(2) 基本方針

ア　計画的な土地利用

暮らしと様々な活動の基盤である土地の利用が，本市の住みよさや安心・安全，活力，魅力につながるよう，計画的な土地利用を進めます。

無秩序な開発・市街化を抑制し，市街地環境の整備・改善や計画的な土地利用を進めるため，都市計画区域の見直しを行うとともに，用途地域の指定や地区計画の導入など，都市計画制度の適切かつ効果的な運用を図ります。

イ　土地の有効活用

自然や生活環境などとの調和を図るとともに，それぞれの地域あるいは市全体での位置づけなどを考慮しながら，土地の有効活用に努めます。

市街地内などの低・未利用地については，都市機能の強化や良好な市街地環境の形成に資する形で土地活用が進むよう，地区計画制度などの適用について検討します。

ウ　地域特性に応じた土地利用

市街地・集落の状況，都市施設の整備状況などを踏まえて主要用途を適切に配置するとともに，自然環境，営農環境の保全のための土地利用規制・誘導を行うなど，地域特性に応じた土地利用を進めます。

(3) 都市的土地利用の方針

都市計画区域の見直し，用途地域，地区計画制度の適切かつ効果的な活用などにより，住宅地，商業地，工業地など，市街地におけるそれぞれの役割に応じた土地利用を進めます。

ア　住宅地

既に市街地が形成されている地区,比較的人口密度の高い集落が連たんしている地区については,建築活動を適切に誘導するとともに，都市基盤施設の整備を進め，良好な居住環境の形成を図ります。

また，緊急車両の通行が困難な地区が広く分布している切串，津久茂，宮ノ原，中央，鷲部，小用，秋月，江南，飛渡瀬，中町，高田，大原，深江，柿浦，大君などの地区については，主要な生活道路の整備を進め，安全な市街地の形成を図ります。

イ　商業地

都市拠点に位置づけられる江南・飛渡瀬地区については，幹線道路の沿道等の土地の有効利用を促進し，商業・業務施設の立地を誘導するとともに，交通結節機能の強化，新たな拠点的公共施設の配置などを進め，都市機能の充実，強化を図ります。

地域拠点に位置づけられる中央，中町，三高，大原の各地区や商業施設の集積している小用，柿浦などの地区については，道路の整備と歩行者空間の確保，老朽化した店舗等の更新，商業・サービス施設の立地誘導などにより，商業機能の充実・強化を図ります。

ウ　工業地

小用，秋月，江南，鹿川，三高，岡大王，柿浦，大君などの工場が集積している地区については,工業地としての土地利用を維持し，アクセス道路の整備等により，産業機能の強化を図ります。

既存工場の拡張の動向，企業誘致の見通し等を踏まえながら，埋立地における新たな工業系市街

地の形成を図ります。

(4) 自然的土地利用の方針

ア　農地

農地については，食料生産，環境保全，景観形成などの多様な機能を維持するため，無秩序な宅地化を防ぐとともに，農業施策などと連携しながら，維持・保全を図ります。

市民農園，観光農園としての利用など，市民や近隣都市住民が農業とふれあえる場として活用します。

イ　森林

森林については，水源かん養，環境保全，保健保養，防災，景観形成，木材生産機能など，多様な機能を維持するため，無計画な開発，土地利用の改変等を防ぐとともに，林業施策と連動しながら，維持・保全を図ります。

自然環境の保全に配慮しながら，市民や近隣都市住民が自然とふれあえる場として活用します。

ウ　自然的海岸

本市の海岸には，自然海岸，干潟などが多く残されており，貴重な自然資源として保全します。

(5) その他の土地利用の方針

ア　観光・レクリエーション地

旧海軍兵学校周辺，国立江田島青少年交流の家周辺，ヒューマンビーチ長瀬，真道山森林公園，鹿川水源地公園，砲台山創造の森森林公園，サンビーチおきみ，長浜海水浴場，沖野島などについては，自然環境との調和，良好な景観の維持等に配慮しつつ，観光・レクリエーション地としての環境を整備します。

イ　その他

大柿地域南部，大黒神島南部の土砂採取場については，跡地の景観対策，有効利用などについて検討します。

海上自衛隊第１術科学校（旧海軍兵学校）

国立江田島青少年交流の家

図　土地利用方針

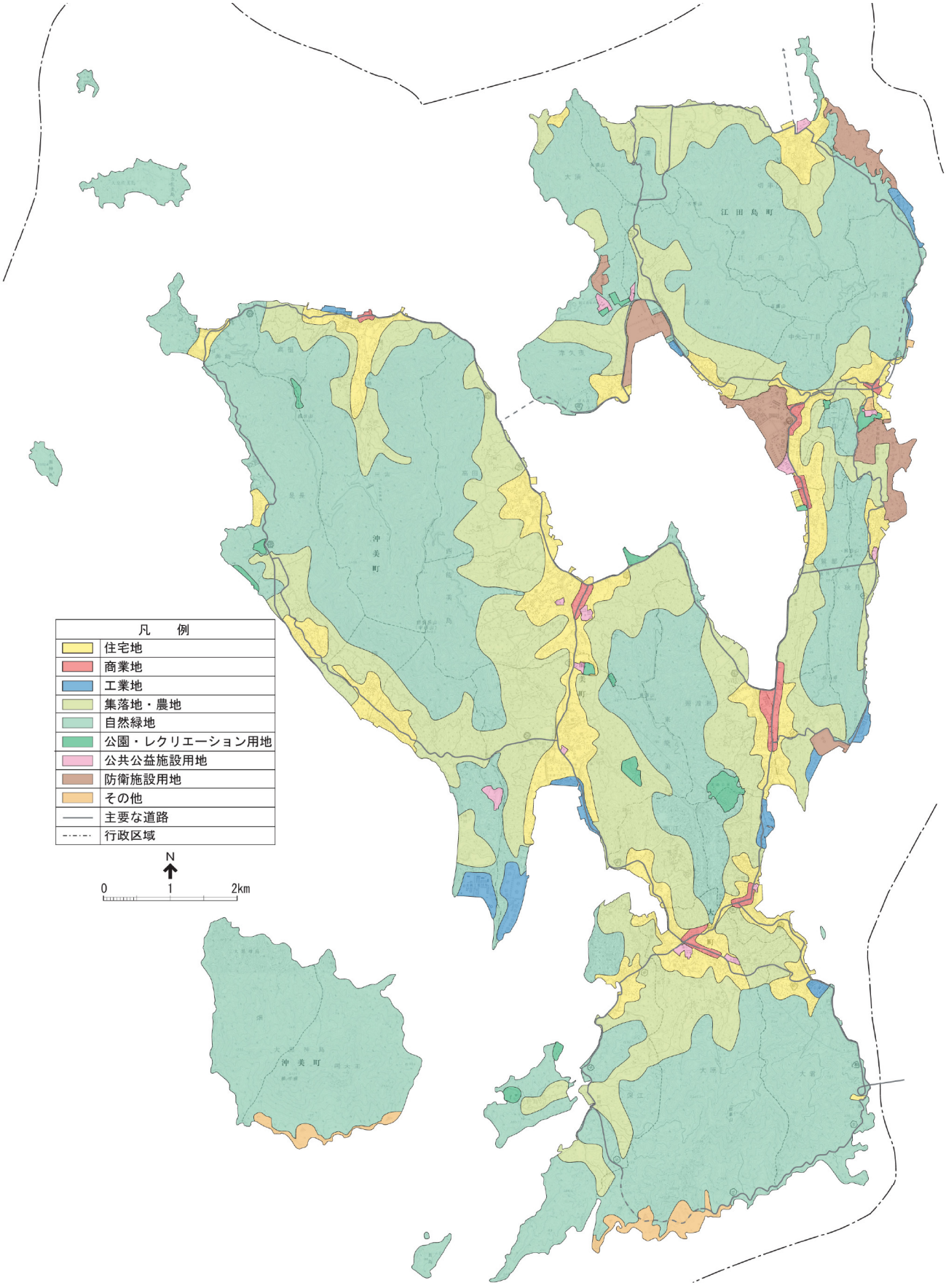
江田島町
沖美町
沖美町
凡　例
住宅地
商業地
工業地
集落地・農地
自然緑地
公園・レクリエーション用地
公共公益施設用地
防衛施設用地
その他
主要な道路
行政区域
N
0
1
2km

3　都市施設の整備方針

(1) 道路

ア　現状と課題

(ｱ) 主要な道路

道路は,国道 487号と主要地方道江田島大柿線が南北の軸となり,主要地方道高田沖美江田島線,一般県道大君深江線，同石風呂切串線などが，島内を周遊する形で走っています。

これらの道路は，国道 487号の津久茂架橋，一般県道大君深江線及び能美島の南側が未整備であること，道路幅員が狭い区間や歩道未整備の区間があることなどの課題を抱えており，交通機能,安全性，快適性，景観等に配慮しながら，計画的かつ効果的に整備する必要があります。

また，観光ネットワークづくりの観点から，情報提供機能の充実を図る必要があります。

図　主要な道路

(ｲ) 都市計画道路

都市計画道路は５路線決定されています。

これらのうち，(都)小用鷲部線は路線の一部が防衛施設の敷地内を通過しており，ルートの見直しを行う必要があります。

また，(都)江田島音戸線を除く各路線について，未整備区間の整備を進める必要があります。

表　都市計画道路の現況

名　　称	延長(m)	幅　員(m)	備　考
小用鷲部線	4,130	8	・概成済，一部未整備
江田島大君線	4,020	8	・概成済，一部未整備
江田島大君支線	85	8	・概成済，一部未整備
江田島音戸線	1,960	8(10)	・整備済
塩形線	2,670	12	・概成済，一部未整備

注：資料は都市整備課による。

図　都市計画道路の現況

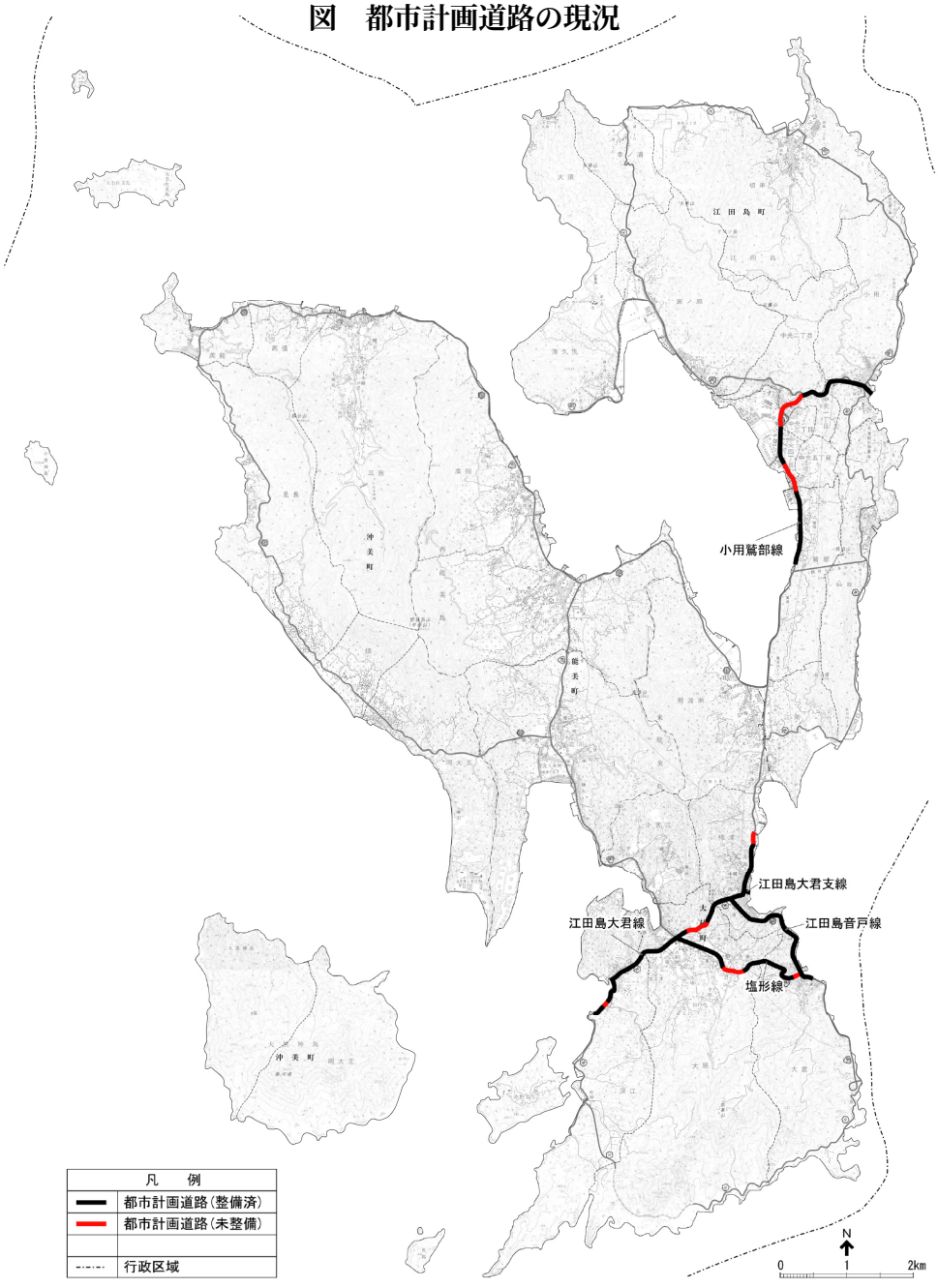

イ　道路網の整備方針

(ｱ) 基本方針

広域的な連絡強化や地域内の道路網のネットワーク形成に向け,国道や県道の整備を促進します。

国道や県道と併せて，地域内の道路網のネットワークを形成し，安全・快適で便利な暮らしと活力ある産業活動等を支えるため，主要な市道や農道・林道の整備を進めます。

安全・快適でうるおいのある交通環境づくりのため，歩行者空間の拡充やバリアフリー化，道路の緑化・修景，防災性の強化などに取り組むとともに，道路空間を活用した情報提供機能の充実，市民参加による道路づくりなどを進めます。

(ｲ) 整備方針

①　骨格的な道路網の整備促進

国道 487号の未改良区間等について，道路幅員の拡幅，歩道の設置などを促進します。

国道 487号の津久茂架橋については，市民ニーズなどを勘案しながら，その実現に向けて関係機関に働きかけます。

江田島地域と大柿地域をつなぐ道路の南北軸を強化するとともに，都市拠点における安全で快適な道路環境の向上のため，主要地方道江田島大柿線の整備を促進します。

能美, 沖美, 大柿地域における臨海部の道路網を強化するため, 主要地方道高田沖美江田島線, 一般県道大君深江線，同深江柿浦線の整備を促進します。

江田島地域等における道路網を強化するため，一般県道石風呂切串線，同鷲部小用線，同秋月飛渡瀬線の整備を促進します。

②　地域内道路網のネットワーク形成

地域の防災・安全性や利便性・快適性を高めるため，市道の整備を計画的かつ効果的に進めます。

農業・林業振興, 地域の防災・安全性の確保や観光・レクリエーションの振興などを図るため, 農道・林道の整備を進めます。

③　安全・快適でうるおいのある交通環境づくり

歩道の設置や拡幅，交差点の改良，横断歩道の設置，速度抑制の仕組みの導入，交通安全施設の整備などに取り組み，安全な道路環境づくりを進めます。

災害に強い道路・橋梁の整備を図ります。

歩道をはじめとした道路のバリアフリー化，透水性舗装やリサイクル材による舗装など，人と環境にやさしい道路の整備に努めます。

本市の海や山を生かした観光ネットワークづくりを進めるため，サイクリングロードや情報提供，休息，交流などの機能を担うポケットパークの整備を検討するとともに，道路空間を活用して情報提供機能の充実を図ります。

④　市民参加による道路づくり

市民，企業，行政が連携し，歩道や街路樹の管理，清掃等を行う仕組みづくりに努めます。

美しい道づくりとコミュニケーションの広がり，美化意識や道路利用者のマナーの向上を図るため，道路管理の一部を市民等が担う「広島県道路里親制度（マイロード事業）」の導入を推進します。

図　道路網の整備方針

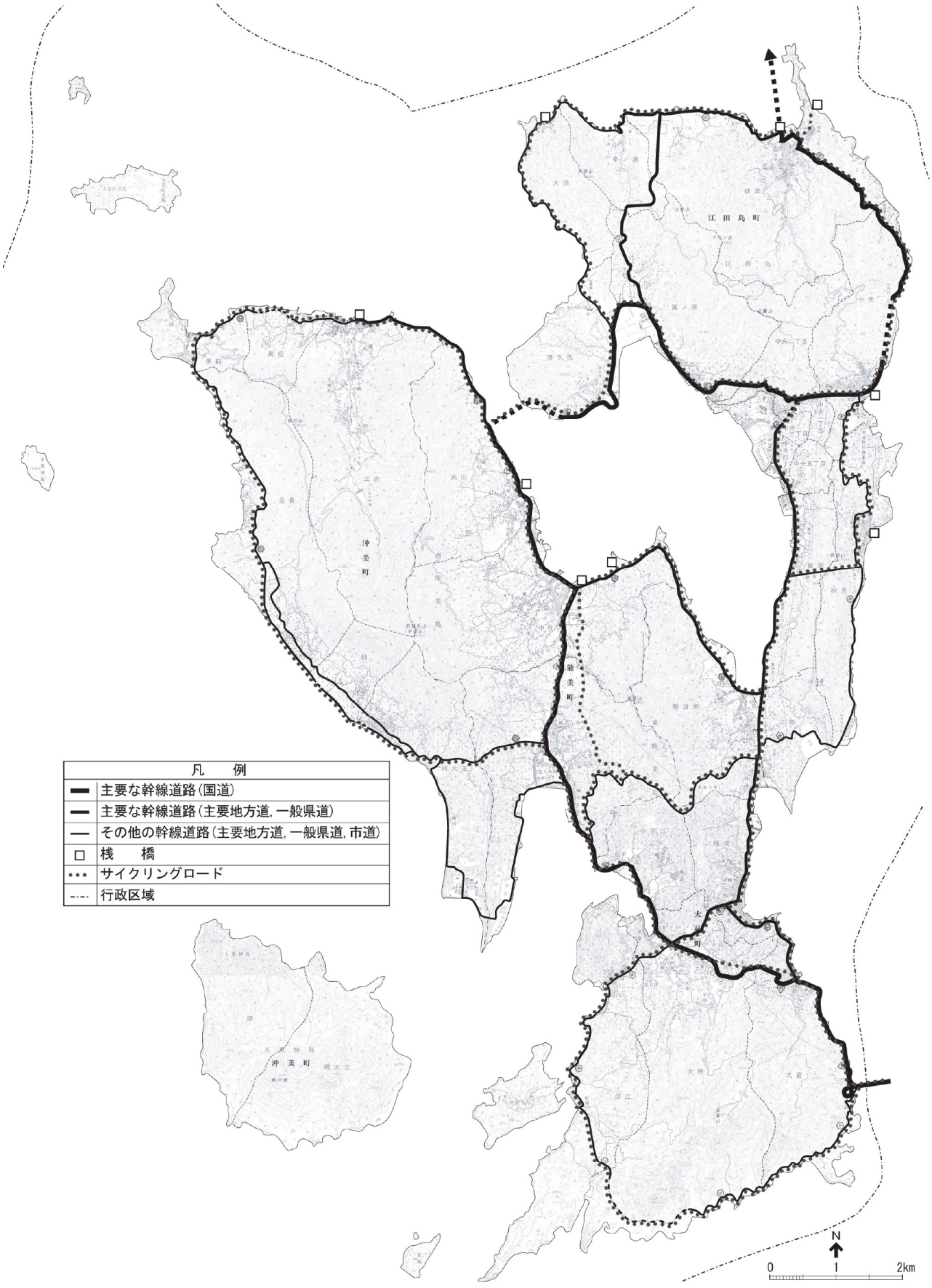
江田島町
沖美町
能美町
大柿町
沖美町
凡　例
主要な幹線道路（国道）
主要な幹線道路（主要地方道，一般県道）
その他の幹線道路（主要地方道，一般県道，市道）
桟　　橋
サイクリングロード
行政区域
N
0
1
2km

(2) 港湾の整備

ア　現況と課題

海上交通や物流を支える港湾は，県管理港湾４港と市管理港湾６港があり，県と連携及び役割分担しながら，維持・管理や改良・改修，海岸保全，交通結節点となる港湾の玄関口としての案内・情報提供機能やイメージアップ，施設の有効活用に取り組む必要があります。

イ　港湾の整備方針

(ｱ) 基本方針

市民生活の利便性や快適性，安心・安全性の向上と観光・交流や定住の促進に資するため，広島県と連携しながら，港湾の整備・充実を進めるとともに，玄関口としての魅力づくりに努めます。

県・市管理港湾をそれぞれ広域的・一体的な港湾として統合し，効率的・効果的な港づくりを推進するとともに，市民参加による港湾の有効活用を促進します。

(ｲ) 整備方針

① 港湾の計画的な整備・充実

江田島地域と広島市，呉市とを結ぶ拠点港である小用港については，国道 487号の改良と連携し，埠頭用地や浮桟橋，ターミナル施設，駐車場，防波堤等の整備を促進します。

能美地域と広島市とを結ぶ拠点港である中田港については，浮桟橋，物揚場，防波堤，ターミナル施設，駐車場などの整備を促進します。また，三高港についても，環境保全に配慮しつつ，交流拠点や地域活性化機能を備えた施設・設備の整備を検討します。

広島県屈指の石油備蓄基地がある鹿川港については，漁港としての機能も有しており，防波堤や護岸，物揚場等の整備を促進します。

その他の港湾についても，利用状況や施設の老朽化等の状況を勘案しながら，施設・設備の整備・充実を検討します。

② 海の玄関口としての魅力づくり

港湾を本市の海の玄関口として生かしていくため，地域を印象づけるターミナル施設等のデザイン創出，案内・情報提供や休憩の場の確保・充実，バリアフリー化，緑化・修景などに努めます。

③ 港湾管理の効率化と有効活用

県・市管理港湾をそれぞれ広域的・一体的な港湾として統合を図り，各港湾の担う役割を明確にするとともに，効率的・効果的な港づくりを推進します。

④ 市民参加による港湾の有効活用

美しく気持ちのよい港湾としていくため,清掃･美化活動への市民の参加と協力を促進します。

関係団体や市民の参加のもとに，港湾管理との調整を図りながら，本市の特産品の販売の場，交流の場などを確保・充実させることを検討します。

人・情報・文化が行き交う，魅力ある港湾を目指し，港湾における案内・情報提供機能の強化を図ります。

(3) 公共交通体系の整備

ア　現況と課題

公共交通は，乗合バスと高速船・旅客船・フェリーが運航しています。

乗合バスは，島内の生活圏を連絡しています。

船便は，島内の桟橋と宇品，呉中央，天応の３つの桟橋を結んでいます。

中心地等への交通の利便性，近隣都市への通勤，通学等の利便性を確保するため，公共交通の充実を図る必要があります。

図　公共交通

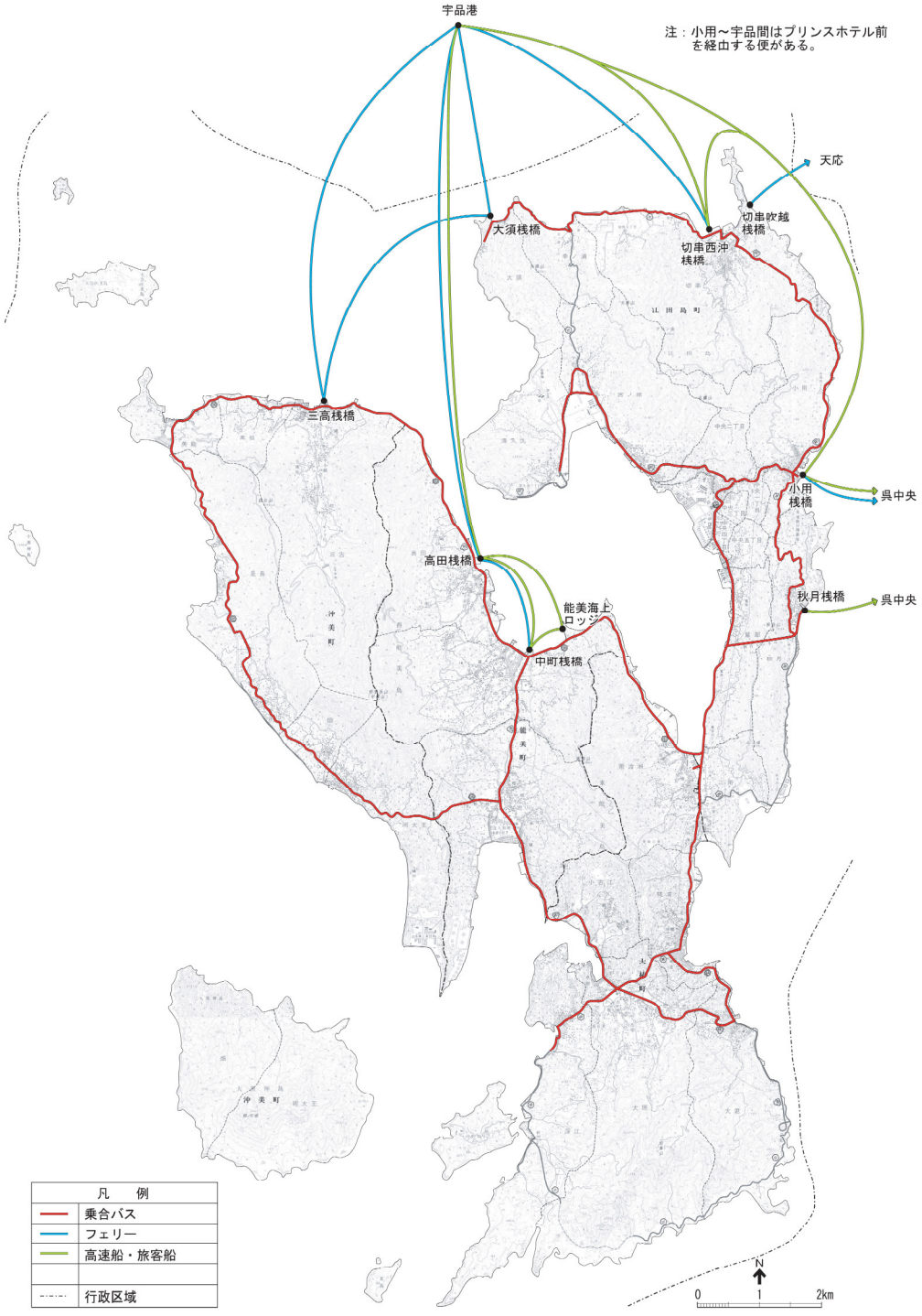

イ　公共交通体系の整備方針

(ｱ) 海上交通

①　基本方針

市民ニーズや利用状況などを考慮し，市民生活を支える交通手段であり，本市を訪れるアクセスでもある海上交通の充実・強化を図ります。

また，一方では，効率的で効果的な海上交通のあり方などについても検討します。

瀬戸内海地域としての広域的な海上交通や新たな航路について，関係事業者や関係機関・自治体などが連携し，必要性や効果などについて検討します。

②　整備方針

本市と周辺地域との広域交通ネットワークのあり方や陸上・海上交通の連携，市内公共交通のあり方など，生活交通対策の基本となる江田島市交通計画を策定します。

本市が運航するフェリー・高速旅客船の更新，運航時間や便数の見直しを行います。

フェリーや高速旅客船の安全対策の充実やバリアフリー化，快適な環境づくり，案内・情報提供機能の充実に努めます。

瀬戸内海地域の資源や歴史文化を生かした広域観光・レクリエーションや交流を進めるため，関係する機関・自治体と連携しながら，新たな航路の可能性などについて検討します。

(ｲ) バス交通の確保・充実

①　基本方針

海上交通とともに，市民生活を支える交通手段であるバスについては，市民ニーズなどに対応しながら，関係機関・事業者と連携して，効率的で効果的なバス路線の確保・充実に努めます。

バスの利用状況や市民ニーズ，バス運行の効率性などを勘案しながら，地域の実情に応じた交通サービスについて検討します。

②　整備方針

市民ニーズや利用状況を踏まえ，より効率的で効果的なバス運行や路線の配置などを検討し，バス路線の確保・充実に努めます。

バスとフェリー，高速旅客船との連絡をより円滑にし，バスの利便性の向上と利用促進に努めます。

小用港小用桟橋

中田港中町桟橋

学校統合に伴い，通学バスの確保や通学・帰宅時間帯におけるバス運行などを検討します。

全体的なバスの運行計画を踏まえながら，利用状況に応じた規模の車両の導入，低床車両など人と環境にやさしい，快適な車両の導入を促進します。

市民ニーズに対応しながら，効率的かつ効果的なバス運行を行うため，交通空白不便地域など，新たな交通サービスの導入を検討します。

(4) 都市公園等

ア　現状と課題

都市公園等は，身近な休息，遊びの場，スポーツ・レクリエーションの場，防災空間の確保などの多様な機能を持ち，安全で快適なうるおいのある都市環境の形成に不可欠なものです。

本市においては，都市計画公園等（カントリーパーク及び墓園を含む）が12か所， 20.40ha整備されています。また，公共施設緑地が58か所，32.17ha整備されており，都市公園等の整備面積は52.57haとなっています。

都市公園等の市民一人当たり面積は18.9㎡で，国の示している目標水準である20㎡／人をやや下回っており，不足する都市公園等の整備を進めるとともに，既存の都市公園等の有効活用を図る必要があります。

また，本市は，国立江田島青少年交流の家，真道山森林公園，砲台山創造の森森林公園，鹿川水源地公園，海水浴場など多様なレクリエーションの場を有しており，これらを有効に活用し，交流の盛んな都市づくりを進める必要があります。

表　都市公園等の現況

区　分	種　別	名　　称	面積（ha）		備　考
			計　　画	整備済み	
都市計画公園等	街区公園	向側公園	0.23	0.23	
		中郷公園	0.13	0.13	
		ハタカミ公園	0.12	0.12	
		津久茂公園	0.14	0.14	
		秋月公園	0.24	0.24	
		秋月北公園	0.15	0.15	
	近隣公園	古鷹公園	1.00	－	
		中央公園	1.20	1.20	
		鷲部公園	1.10	1.10	
	地区公園	江田島公園	6.00	4.60	
	運動公園	市総合運動公園	21.10	8.50	名称は江田島市総合運動公園
	特殊公園	古鷹記念公園	7.30	－	
		鹿田公園	8.60	3.00	カントリーパーク
	墓　　園	北部墓園	0.99	0.99	
	計		48.30	20.40	
公共施設緑地	条例による公園		17.60	17.60	児童公園28箇所，市立公園11箇所，古鷹ビオトープ
	その他の公園緑地等		14.57	14.57	港湾整備による公園緑地11箇所，その他の公園緑地７箇所
	計		32.17	32.17	
合計			80.47	52.57	

注：資料は都市整備課による。

脚注：一人当たり面積は，平成21(2009)年４月１日時点の住民基本台帳人口27,778人に対して。

図　都市公園等

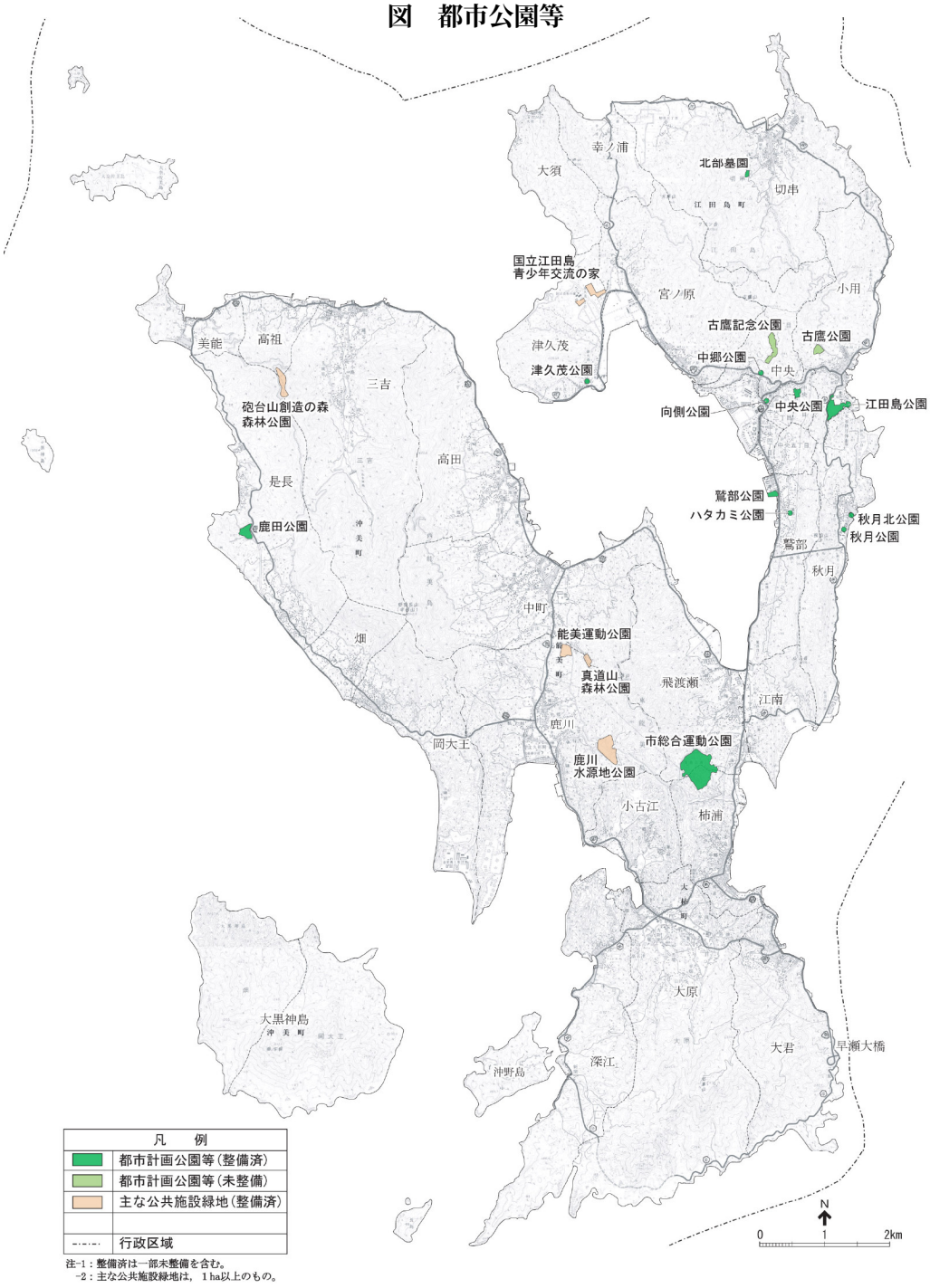

注-1：整備済は一部未整備を含む。
　-2：主な公共施設緑地は，１ha以上のもの。

表　国の示している21世紀初頭における都市公園の整備目標水準　（㎡／人）

種　別			21世紀初頭の目標
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	1.0
		近隣公園	2.0
		地区公園	1.0
	小　計		4.0
	都市基幹公園	総合公園	3.0
		運動公園	1.5
	小　計		4.5
その他の公園		特殊公園	8.5
		都市緑地等	
計			17.0
大規模公園		広域公園	2.0
		国営公園	1.0
合　計			20.0

イ　基本方針

市民の日常的なレクリエーション，運動，自然とのふれあいなど多様なレクリエーション活動の場として，都市公園等の整備と適切な維持・管理に努めます。

また，良好な自然環境などのレクリエーション資源を生かして，交流・レクリエーション地の計画的な整備に努めます。

さらに，公園緑地等の整備や維持・管理への市民，ＮＰＯの参画など，市民等と行政との協働によるレクリエーションの場づくりに取り組みます。

ウ　整備方針

(ｱ) 都市計画公園等の維持・活用

①　住区基幹公園

市民の日常レクリエーションの場を確保するため，市街地・集落を対象として，街区公園，近隣公園，地区公園を適正に配置することとし，既設の公園を維持・活用するとともに，不足している地区については，計画的に整備します。

また，都市拠点に位置づけられる江南・飛渡瀬地区において，市民の憩いの場としての公園の整備を検討します。

表　住区基幹公園の配置標準（市街地の場合）

種　別	対象人口 （利用圏の人口）	誘致距離 （利用圏）	人口一人 当たり面積	１か所の面積
街区公園	1,000～ 2,500人	250m	1.0㎡／人	0.1～0.25ha
近隣公園	5,000～10,000人	500m	2.0㎡／人	１～２ha
地区公園	20,000人	1,000m	1.0㎡／人	２～４ha

注：都市計画運用指針などを参考に設定した。

②　都市基幹公園等

市民の運動，休息，自然とのふれあいなど多様なレクリエーションの場として，既設の江田島市総合運動公園，鹿田公園を維持・活用します。

③　その他の都市計画公園等

北部墓園を維持・活用するとともに，必要に応じて墓園を整備します。

(ｲ) 公共施設緑地等の活用

良好な都市環境を形成するため，既設の都市緑地等を維持・活用します。

小中学校跡地のグランドを，市民の身近なレクリエーションの場として活用します。

能美運動公園を，市民のスポーツ・レクリエーションの場として活用します。

旧海軍兵学校周辺，国立江田島青少年交流の家，ヒューマンビーチ長瀬，真道山森林公園，サンビーチおきみ，砲台山創造の森森林公園，鹿川水源地公園など既設のレクリエーション地を，市民，来訪者の多様なレクリエーションの場として活用します。

野登呂山への観光用歩道，地域市民が山と親しみ，山を利用するための歩道などの整備，農業を生かした観光・交流を進めるための農業公園や市民農園等の整備を検討します。

(ｳ) 都市公園等のネットワークの形成

市街地・集落においては，道路の歩道，海岸沿いの緑地などを活用し，都市公園等を結ぶ安全で快適な歩行者空間のネットワークの形成を図ります。

また，主要な都市公園，自然レクリエーション地，観光・文化施設など，地域資源を相互につなぐ歩道や遊歩道，周遊コース等の保全・充実に努め，フィールド・ミュージアムの構築を目指します。

(ｴ) 市民等と行政との協働による都市公園等の管理

都市公園等の計画づくりや(再)整備，維持・管理など様々な場面において，ワークショップ方式の導入など市民参加による取組を進めます。

また，都市公園等における施設の補修，樹木や草花の育成，清掃等については，行政と市民，ＮＰＯ，関係団体等の連携と役割分担を図りながら，効果的な維持・管理に努めます。

さらに，都市公園等の管理においては，指定管理者制度の適切な導入を図ります。

江田島市総合運動公園

能美運動公園

ヒューマンビーチ長瀬

サンビーチおきみ

(5) 下水道

ア　現状と課題

下水道は，雨水排除による浸水の防止，汚水排除等による生活環境の改善，公共用水域の水質保全などの役割を持っており，健康で文化的な生活を営むために不可欠な施設です。

都市計画決定されている公共下水道・都市下水路の現況は，次のとおりです。

表　公共下水道・都市下水路の現況

区　分	名　称	内容	面積(ha)	備　　考
公　共下水道	江田島公共下水道	江田島公共下水道処理区域	285	
		公共下水道処理場	1.82	整備済
都　市下水路	江田島都市下水路	大新開排水区	約55	ポンプ場１か所
		外海排水区	約16	
	大柿都市下水路	大原排水区	約80	下水管渠：大原東幹線，大原西幹線，大原排水ポンプ場
		大新開排水区	約33	
		外海排水区	約24	ポンプ場１か所

注：資料は都市整備課による。

下水道施設は，公共下水道，特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備を進めていますが，普及率は60.3%（江田島町54.7%，能美町94.2%，沖美町 100%，大柿町25.2%）に止まっており，計画的に整備する必要があります。

また，雨水排水処理対策，下水道の処理区域外での生活排水処理対策を進めていく必要があります。

表　下水道施設の整備状況

地域	処理区	種別	全体計画面積(ha)	処理区域面積(ha)	①行政区域内人口(人)	②処理区域内人口(人)	普及率②／①(%)
江田島町	中央	公共下水道	415.0	208.3	7,798	3,638	46.7
	切串	特定環境保全公共下水道	111.5	40.7	2,112	1,655	78.4
	大須	農業集落排水施設	4.0	4.0	289	289	100.0
	計	－	530.5	253.0	10,199	5,582	54.7
能美町	中田	特定環境保全公共下水道	99.3	99.3	3,479	3,563	102.4
	鹿川	特定環境保全公共下水道	70.6	58.0	2,340	1,917	81.9
	計		169.9	157.3	5,819	5,480	94.2
沖美町	沖	農業集落排水施設	52.1	52.1	1,516	1,516	100.0
	三高	農業集落排水施設	59.2	59.2	2,148	2,148	100.0
	計		111.3	111.3	3,664	3,664	100.0
大柿町	計	特定環境保全公共下水道	186.3	62.6	8,139	2,054	25.2
合　計	－	－	998.0	584.2	27,821	16,780	60.3

注-1：資料は下水道課による。（平成22(2010)年１月12日現在，外国人を除く。）

-2：能美町中田の普及率が100%を超えているのは，事業認可時点の処理区域内人口を掲載しているため。

図　公共下水道・都市下水路の現況

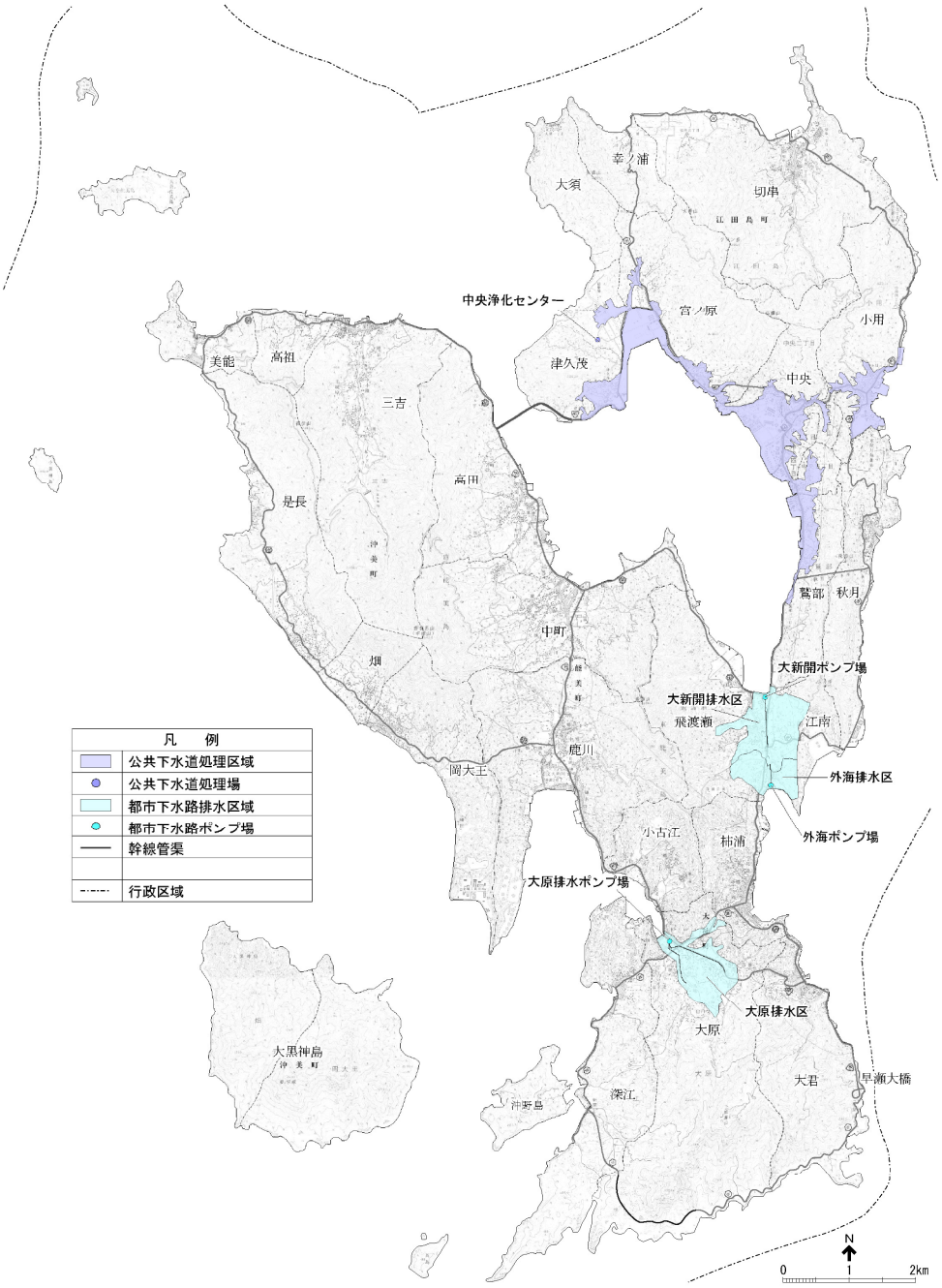

図　下水道の整備状況

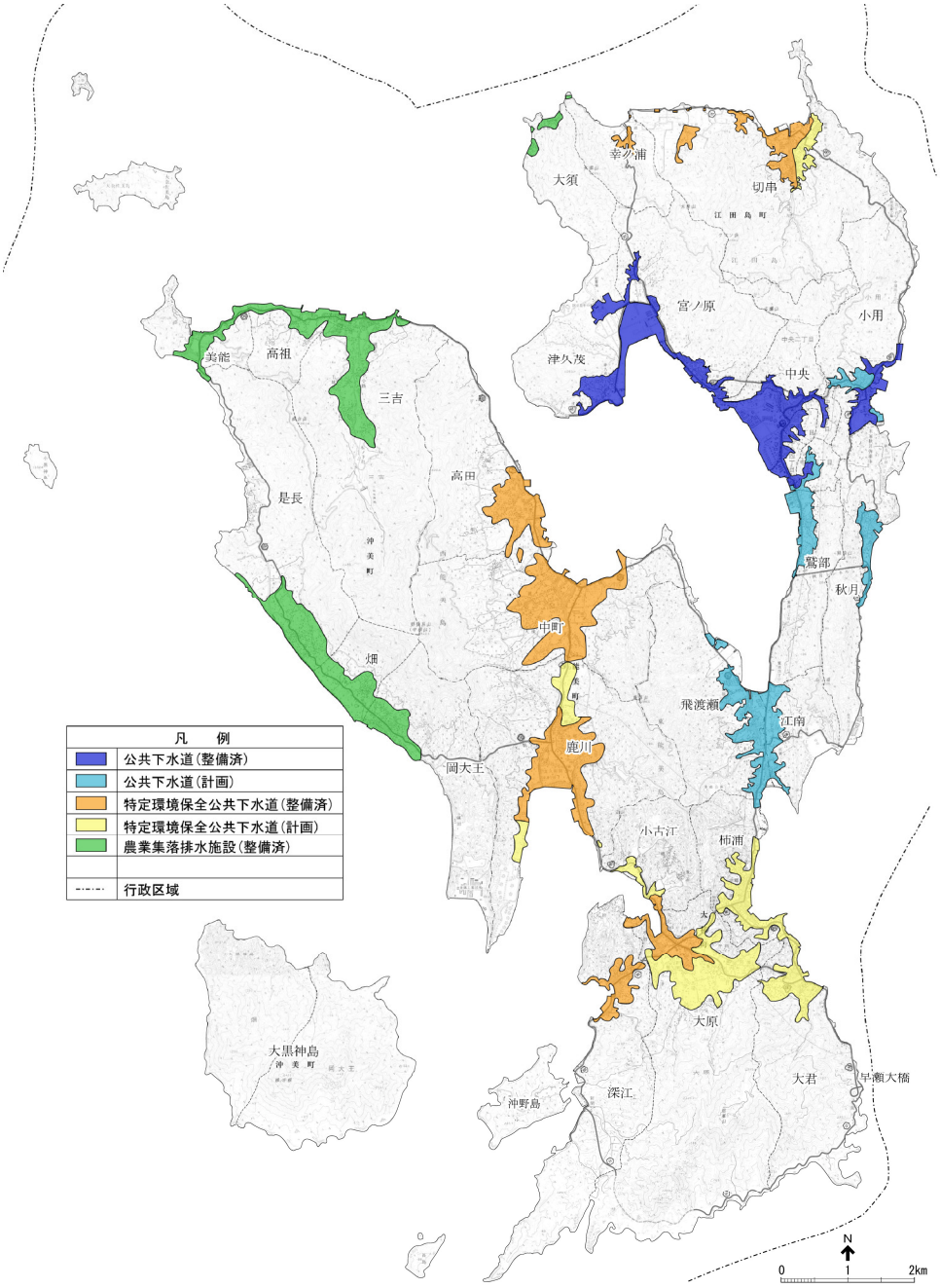
凡　例
公共下水道（整備済）
公共下水道（計画）
特定環境保全公共下水道（整備済）
特定環境保全公共下水道（計画）
農業集落排水施設（整備済）
行政区域
幸ノ浦
大須
切串
宮ノ原
小用
津久茂
中央
美能
高祖
三吉
高田
是長
沖美町
中町
畑
鹿川
岡大王
飛渡瀬
江南
露部
秋月
小古江
柿浦
大原
大君
早瀬大橋
深江
沖野島
大黒神島
N
0
1
2km

イ　基本方針

快適な生活環境の確保と浸水の解消，公共用水域の水質保全を図るため，市民・事業者の下水道に関する意識啓発を図りながら，計画的に公共下水道事業，特定環境保全公共下水道，農業集落排水処理施設の整備及び雨水排水処理対策を進めます。

また，公共下水道等の処理区域外については，合併処理浄化槽の設置を促進します。

ウ　整備方針

(ｱ) 公共下水道等の計画的な整備等

瀬戸内海の自然環境の保全と快適な生活環境を確保するため，公共下水道，特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の整備を進めます。

また，公共下水道等の供用開始区域における水洗化を普及促進するため，下水道に対する啓発活動や情報提供を進めるとともに，支援制度の利用を促進します。

(ｲ) 都市下水路等の維持

雨水排水及び浸水対策を進めるため，都市下水路等を適切に維持します。

(ｳ) 合併浄化槽の設置の促進

公共下水道等の処理区域外の区域及び低床地等においては，合併処理浄化槽の設置を促進します。

(ｴ) 浄化センター等の整備・充実

公共下水道等の浄化センター（汚水処理施設）を整備するとともに，下水道施設の適正な管理に努めます。

老朽化している浄化センター（し尿処理施設）の整備を図るとともに，循環型社会の形成に向け，汚泥再生センター方式によって，し尿汚泥，下水汚泥の処理及び肥料化を図ります。

(6) ごみ処理施設

ア　現状と課題

ごみ処理については，分別収集の細分化などを通じてごみの減量化やリサイクルに取り組むとともに，環境センター（最終処分場），粗大ごみ処理施設・ペットボトル減容化施設，清掃センター（ごみ焼却処理，現在は呉市の焼却施設への中継基地(リレーセンター)）などを整備してきました。

今後も，廃棄物・リサイクル対策を充実させ，資源の消費が抑制され，環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となっています。

イ　基本方針

ごみの適正処理及びゼロ・エミッションを促進するため，広域的な連携を強化しながら，ごみ処理体制の整備・充実を図るとともに，市民への情報提供と意識啓発，事業者責任に基づいた産業廃棄物の減量化やリサイクルを進めます。

注：リレーセンター

ごみの収集・運搬の中継基地(旧清掃センター)。ごみの焼却処理を呉市に事務委託し，清掃センター(焼却施設)からリレーセンターに名称が変更されました。

ウ　整備方針

(ｱ) 環境センターの管理・充実

環境センター（最終処分場）については，安全で効率的にごみを処理するため，施設・設備の更新などを計画的に進めます。

また，不燃ごみを減量し，最終処分場の延命を図るため，不燃ごみを破砕転圧する機械・設備の更新などを計画的に進めます。

(ｲ) 最終処分場の管理等

埋立完了した第一最終処分場の適正な管理を図るとともに，災害発生時に廃棄物の仮置き場として利用するなど，用地の有効活用を検討します。

また，秋月の一般廃棄物処理場を閉鎖，適正処理し，地域環境の保全に努めます。

(ｳ) リレーセンター等の管理等

ごみを衛生的かつ安全・効率的に運搬するため，リレーセンター等の関係する施設・設備の更新などを計画的に進めます。

また，焼却施設の煙突倒壊及びダイオキシン類の飛散を防止し市民の安全を守るため，閉鎖した焼却施設の解体を計画的に進めるとともに，解体跡地にストックヤードの整備を進めます。

さらに，台風等による災害ごみの恒常的な搬入に対応するため，災害ごみをチップ化し，一時多量ごみの迅速な処理及び運搬効率の向上を図ります。

(ｴ) 広域的なごみ処理体制の維持・強化

循環型社会の形成や地球環境問題への対応などの流れを踏まえ，呉市と連携しながら，広域的なごみ処理体制の維持・強化に努めます。

(ｵ) ゼロ・エミッションの促進

市民等の環境に関する意識啓発，市民参加による５Ｒ（３Ｒ（リデュース：発生抑制，リユース：再使用，リサイクル：再資源化）＋２Ｒ（リフューズ：拒否・不要な物は受けとらない，リペア：修理））の推進，ごみのポイ捨て，不法投棄等の防止の取組など，地域ぐるみで美しい環境づくりを進めます。

また，事業者責任に基づく事業系一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理を進めるとともに，事業所に対する各種制度などの情報提供に努めながら，リサイクルやごみの減量化と適正処理，ゼロ・エミッション化を促進します。

4　市街地・集落の整備方針

(1) 現状と課題

高密度な市街地が形成されている中央，秋月，中町，鹿川，三吉，美能，深江，大原，柿浦，大君などの地区については，居住環境の改善と防災性の向上を図る必要があります。

また，住宅等が連たんして市街地・集落が形成されている地区については，適切な土地利用誘導，道路，公園，下水道施設等の整備等により，良好な居住環境の整備を進める必要があります。

特に，緊急車両の通行が困難な地区が連たんしている市街地については，生活道路の整備により，緊急車両の通行を確保する必要があります。

一方，中央，中町，三吉，大原などに形成されている既存商業地については，歩行者空間の確保，商業施設の集積化など，商業環境の整備を行う必要があります。

さらに，都市拠点に位置づけられ，商業系施設が集積しつつある江南・飛渡瀬地区については，上位計画における土地利用の方向に基づいて，適切な土地利用誘導を行う必要があります。

図　緊急車両の通行の困難な地区

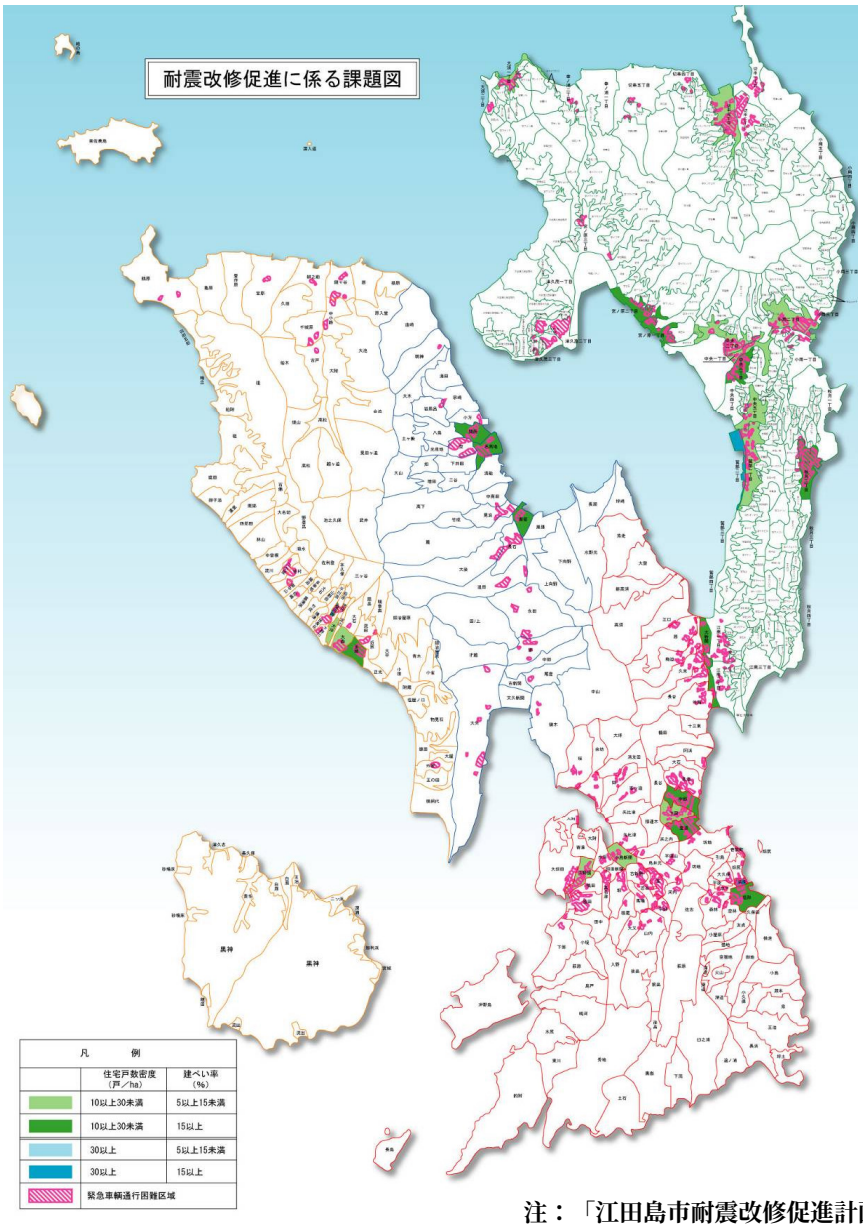

注：「江田島市耐震改修促進計画・資料」より。

図　土地利用課題による市街地・集落の類型化

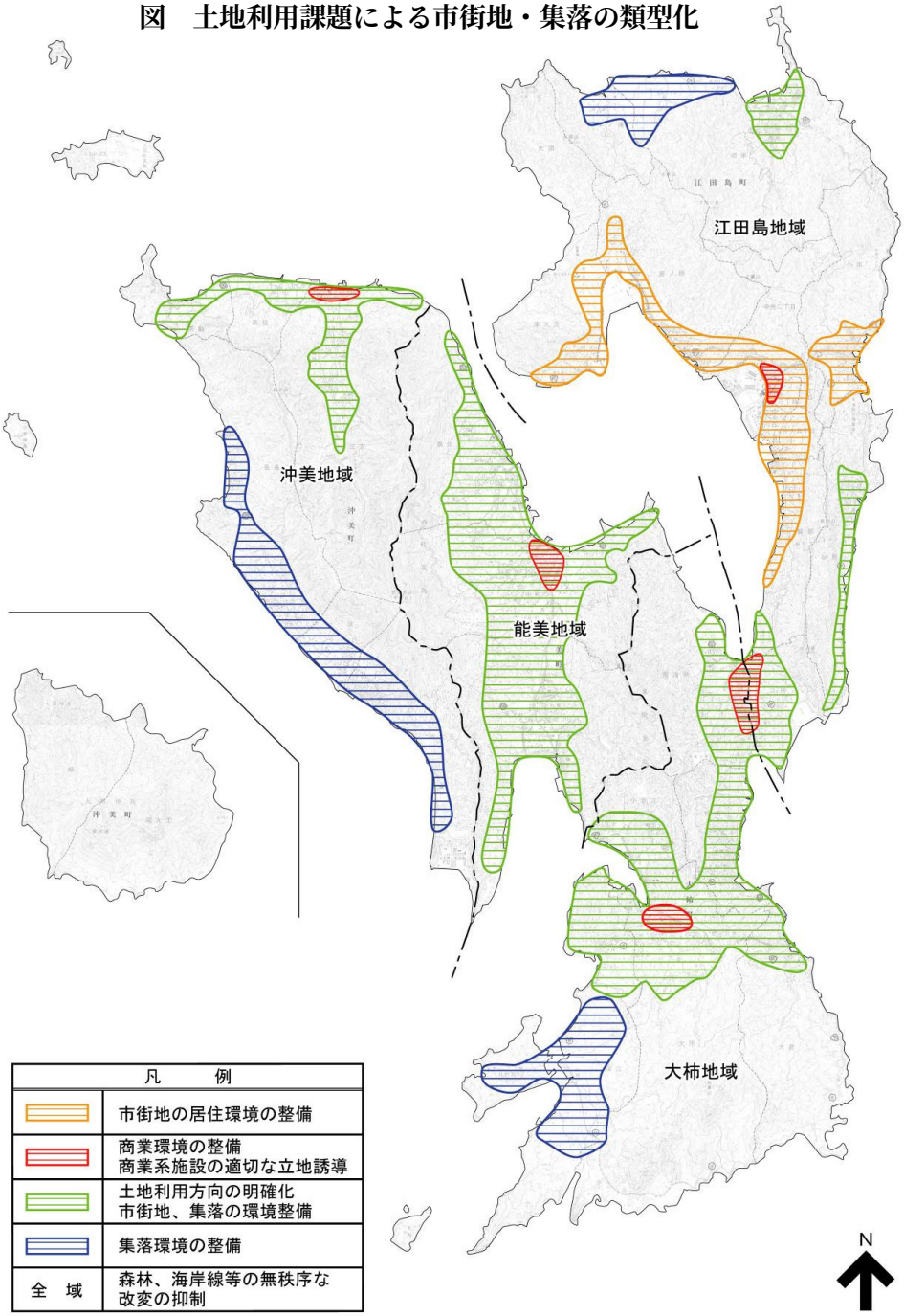

注：江田島市土地利用動向等事前調査業務報告書（平成18(2006)年３月）より。

高密度な市街地（秋月地区）

高密度な住宅地（美能地区）

(2) 基本方針

小規模に分散した市街地・集落における生活の利便性を確保するため，公共交通の充実，公共施設の整備，活用等により，生活サービス機能の向上を図ります。

また，建築物の規制，誘導，都市基盤施設の整備等により，市街地・集落の居住環境の向上を図ります。

さらに，良質な住宅・宅地の供給，老朽住宅・空き家対策の推進などにより，定住の促進に資する住まいづくりを進めます。

(3) 整備方針

ア　生活サービス機能の向上

市街地・集落における日常生活の利便性を確保するため，都市拠点，地域拠点，生活拠点等と結ぶ公共交通の充実を図るとともに，生活道路の整備，生活中心地における公共施設の整備・活用，公共施設周辺のバリアフリー化などを進めます。

イ　居住環境の向上

市街地・集落については，建築物の規制，誘導により，接道の確保，建物用途の混在化の防止，敷地内のオープンスペースの確保などを誘導するとともに，緊急車両の通行可能な主要生活道路の整備，身近な生活道路，公園の整備，下水道の整備等を進め，良好な居住環境の形成を図ります。

また，建物の密集した市街地・集落については，建物の不燃化やオープンスペースの確保，地震・火災時等における避難場所の確保，避難場所に安全に到達できる避難路の確保などを図ります。

特に，本市は，地形的な制約もあって，狭あいな道路沿いに建物が密集した市街地が多く形成されており，市民の理解と協力を得ながら，狭あい道路の拡幅を重点的に進めます。

ウ　良質な住宅・宅地の供給

市営住宅に対するニーズに対応しながら，市営住宅ストックの建替え等を計画的に進めます。

民間住宅については，良質な住宅ストックの形成に向け，省エネルギー，バリアフリー，耐震性，耐久性などを備えた質の高い住宅の普及，適切なリフォームの誘導等を図ります。

また，地形や景観条件などを生かしながら，住まいと農地が一体となった農住団地の整備を検討します。

さらに，自然環境との調和に配慮しつつ，良質な住宅・宅地の供給，二地域居住や週末居住などの受け皿となる居住の場の整備等を促進します。

エ　老朽住宅・空き家対策

居住環境の改善と地域活性化を図るため，老朽住宅及び空き家の除却に関する施策を検討します。

また，関係権利者や建築家などの協力を得ながら，老朽住宅や空き家をはじめとした民家の再生など，住宅ストックを生かした住まいづくり・魅力づくりを検討します。

5　自然環境の保全・活用の方針

(1) 現状と課題

本市は，多島美の瀬戸内海（広島湾）に位置し，大奈佐美島や絵の島は瀬戸内海国立公園に指定され，自然海岸が多く残されていることなど，海と身近にふれあうことができる島です。

また，古鷹山，砲台山，野登呂山，真道山，陀峯山など特徴的な山々がそびえ，緑に包まれた自然が広がり，古鷹山森林公園，砲台山創造の森森林公園，真道山森林公園，鹿川水源地公園，陀峯山パノラマ展望台など，自然環境を生かした多様なレクリエーションの場が豊富に分布しています。

このため，今後の都市づくりにおいても，行政と市民等の連携を図りながら，自然のもつ多様な機能を十分認識し，その保全を積極的に進めるとともに，海域や河川環境の改善，緑の保全・創出，さらには自然とふれあうことのできる場の充実と魅力づくりなどに取り組んでいくことが大切です。

(2) 基本方針

市民等の自然環境に対する意識啓発に取り組み，参加を促進しながら，森林や河川，海岸，海域などの自然環境の保全と再生に努めます。

また，自然環境の保全に配慮しながら，市民等が，海や山などの自然とふれあえる場を確保・整備するなど，自然環境の活用を図ります。

(3) 保全・活用の方針

ア　自然環境の保全・再生

(ｱ) 自然環境の保全

無秩序な開発を防止するとともに，多様な公益的機能を有する自然環境を保全するため，都市計画法に基づく開発許可制度，風致地区などの地域指定など，関係法令を適切に運用します。

また，開発行為等においては，自然環境への負荷の軽減，自然の再生，生態系の保全や景観への配慮などがなされるよう，適切な指導に努めます。

(ｲ) 自然環境の再生

土地所有者や関係団体などと連携しながら，枯木の伐倒処理や造林，育林，竹林対策などに努めます。

また，下水道の整備や河川の浄化に向けた取組を進め，自然豊かで美しい河川の再生に努めます。

さらに，広域的な連携を図りながら，海域環境の浄化に向けた取組，藻場や干潟の再生（造成），海域の浄化に向けた公共下水道等の整備を進めます。

イ　自然環境の活用

古鷹山，砲台山，野登呂山，真道山，陀峯山など眺望に優れた山頂，古鷹記念公園，砲台山創造の森森林公園，鹿川水源地公園などを，森林を生かした自然体験の場として活用します。

また，防災や安全性に配慮しながら，川とふれあえる場の確保・充実を図ります。

さらに，ヒューマンビーチ長瀬，サンビーチおきみ，沖野島マリーナなどの海浜レクリエーション地の整備・充実を図るとともに，能美島北西部において，海と直接ふれあう場や海の景観を楽しむ場など，海とのかかわりを持った空間づくりを検討します。

図　保全・活用すべき緑地

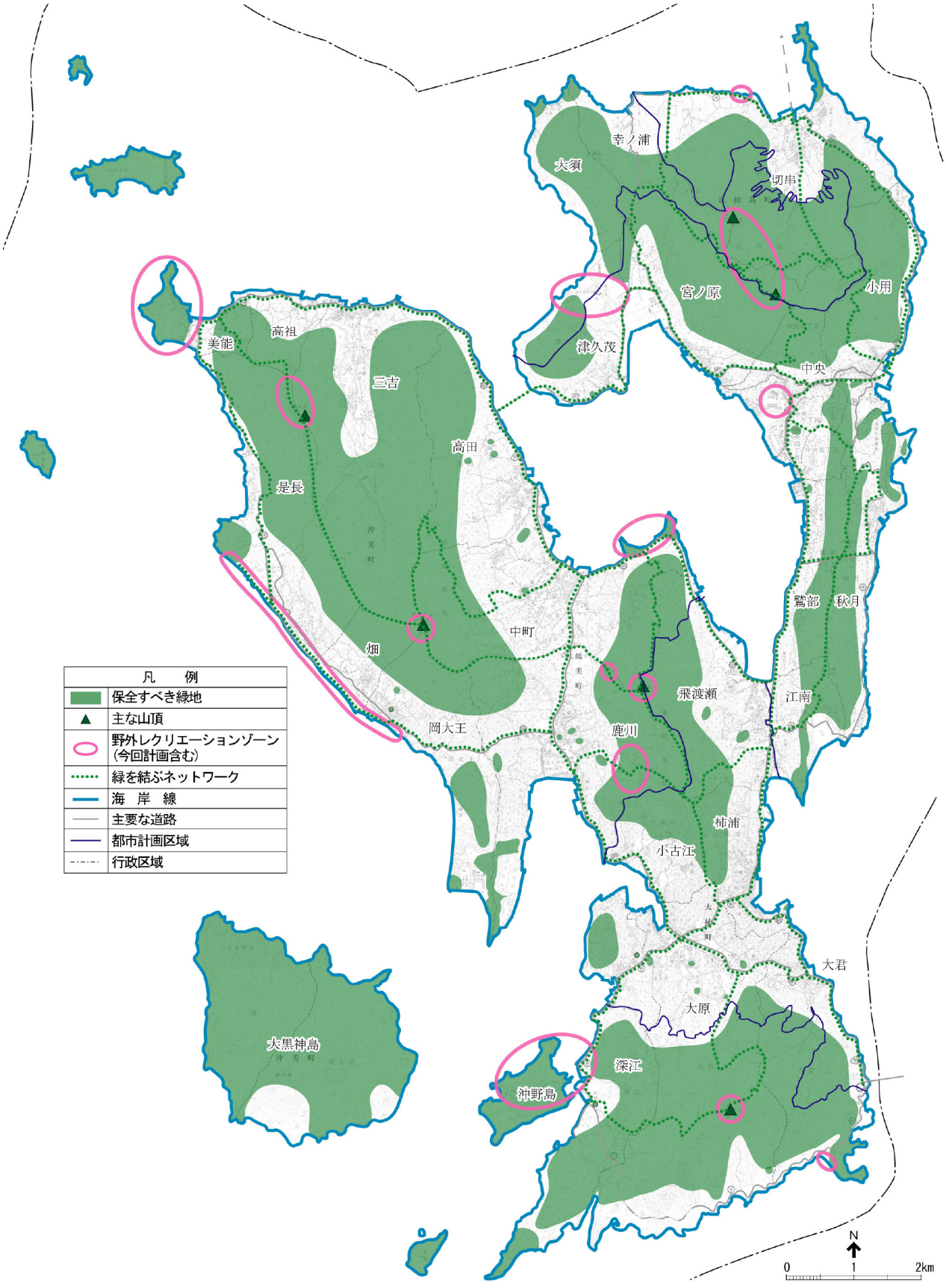

注：江田島市緑の基本計画より。

6　都市環境形成の方針

(1) 現状と課題

本市では，65歳以上の高齢者の割合が31.7%（平成17(2005)年国勢調査）に達するなど，少子高齢化が顕著に進行しており，子どもたち，高齢者，障害者などが暮らしやすいよう，まちのバリアフリー化などを進める必要があります。

また，自然環境に恵まれた本市の特徴を活かしつつ，誰もが快適に暮らせる都市環境を形成するため，都市基盤施設の整備等と合わせ，市街地・集落の緑化を進め，緑豊かな都市づくりを進める必要があります。

(2) 基本方針

高齢者や障害者等が，安心して市街地・集落を行動できるよう，歩道や遊歩道などの歩行者空間の拡充，公共施設のバリアフリー化，ユニバーサルデザインの導入を進めるとともに，民間施設や住まいのバリアフリー化なども促進します。

また，誰もが快適でうるおいのある都市生活を営むことができるよう，緑豊かな市街地・集落の形成を図ります。

(3) 具体的施策

ア　人にやさしい都市環境の形成

(ｱ) 公共施設等におけるバリアフリー化等の推進

高齢者や障害者等が安全で自由に行動し社会参加できるよう，公共建築物や歩行者空間・公園などのバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインの導入を進めます。

バリアフリー化に当たっては，「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいて，適用施設を対象にその整備基準の適合に努めます。

既存の公共建築物やその敷地・公園等については，バリアフリーに関する点検を実施するとともに，必要に応じて改修・整備に取り組みます。

また，新しく整備する公共施設については，計画段階から高齢者や障害者等の意見の反映に努め，すべての人にとって使いやすく安全，快適な施設を目指します。

公共施設については，休憩施設の確保や交流・憩いの場など，高齢者や障害者等が気軽に外出できる場の拡充に努めます。

海上交通やバスにおいては，高齢者や障害者等が利用しやすい環境整備を促進します。

(ｲ) 民間建築物におけるバリアフリー化の促進

民間建築物については，「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいて，バリアフリー化に向けた整備・改善を誘導します。

(ｳ) 住宅におけるバリアフリー化等の促進

市営住宅について，高齢者や障害者等に配慮した整備を進めるとともに，建替え等においては，バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図ります。

また，民間住宅のバリアフリー化を進めるため，高齢者や障害者等が安全で快適に住むことのできる住まいづくりに関する情報提供，住宅の改善等に係る支援などを行います。

イ　緑豊かな市街地・集落の形成

(ｱ) 公共施設の緑化

都市公園等，学校，その他公共施設の緑化・修景を推進するとともに，道路整備と併せた街路樹の植栽に努め，市街地・集落などにおける緑の拠点と軸づくりに努めます。

(ｲ) 民有地の緑化

身近な生活の場において，うるおいのある環境を創出するため，各家庭における植栽や生垣づくりなど，緑化を促進します。

また，産業活動と暮らしとの調和や美しい景観づくりのため，工場をはじめとした事業所の緑化・修景を促進します。

(ｳ) 市民等と行政との協働による緑化

緑化に関する技術・知識等の普及，催しの案内，地球温暖化の問題など，緑に関する様々な情報の提供に努め，市民が主体的に参加する緑化活動や緑を保全・創出する取組を促進します。

緑化された歩道（中町・(主)高田沖美江田島線）

地域住民グループによる道路の緑化（大原地区）

7　都市景観の形成の方針

(1) 現状と課題

本市は，広島市，呉市から望む海のランドマークであり，江田島，能美島とその周辺に点在する島々は，変化に富んだ海岸線と緑に包まれた自然環境を備えており，多島美の瀬戸内海を象徴する景観を呈しています。

また，海上自衛隊第１術科学校（旧海軍兵学校）のレンガ建築，砲台山，漁港の景観など，歴史的・文化的景観も息づいているまちです。

こうした景観は，海と島の文化に育まれた本市の貴重な資源であり，景観法をはじめとした法・制度を生かし，市民・事業者等と連携を図りながら，守り，生み出し，育てていく必要があります。

(2) 基本方針

海と島の自然や歴史的な建造物などを守り，育み，新たな景観を生み出していくため，江田島市らしさや心に息づく景観づくりに向けた具体的な事業・活動の展開に努めるとともに，本市の顔づくり，イメージづくりを進めます。

また，景観に対する市民意識の啓発を図りながら，行政と市民等が協働して取り組む景観づくりの仕組みの構築を進め，具体的な活動の展開に努めます。

(3) 具体的な施策

ア　景観計画の策定

江田島らしさを感じる，心に息づく，海と島と歴史文化の景観づくりを進めるため，景観計画の策定を図ります。

イ　地域資源の保全・活用と創造による景観づくり

本市を全体的に特徴づける海と島の自然景観の保全に努めます。

また，農地の荒廃の防止や遊休農地への花の植栽，適切な緑の回復などに取り組み，農業景観等の保全・創出に努めます。

さらに，歴史的建造物の保存・活用と併せて，歴史的建造物と調和した道路空間の美装化や街並みづくりに努めます。

ウ　地区の特色を生かした景観づくり

市民等と連携し，道路空間やその沿道，桟橋，公園，住宅や民間施設の敷地の緑化・修景など，それぞれの地区の資源や特色を生かした景観づくりを進めます。

エ　市街地・集落の良好な景観づくり

地区計画制度，建築協定，緑地協定などの活用により，建築物の壁面後退の誘導，かき又はさくの構造の制限，敷地の緑化などを進め，市街地・集落の景観の向上を図ります。

オ　建築物や屋外広告物等の美観誘導

建築物や屋外広告物等の適正な掲出を図り，美しい景観づくりを促進します。

カ　市民等との協働による景観づくり

本市の自然や歴史的・文化的資源などの情報提供，景観づくりに関する講演会等の開催，関係団

体と連携によるイベントや体験学習の開催などにより，景観づくりへの市民意識の啓発を図ります。

また，市民，関係団体等と行政が一体となって，地域資源の保全・活用や緑化・美化活動，各種催し等を総合的に推進できる体制づくりに努めます。

さらに，美しい景観づくり・まちづくりに資する建築，案内板，緑化・修景，まちづくり活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

野登呂山（市で最も高い山）

干潟と水鳥（鹿川地区）

沖野島マリーナ

大柿地域南部の奇岩

8　安全・安心の都市づくりの方針

(1) 現状と課題

本市は，浸食を受けやすい風化花崗岩を母材とする砂質，砂礫質の土壌が多いこと，市街地・集落の後背に斜面地が分布していること，急峻な山から多くの小河川が市街地・集落に流れていること，海岸沿いに市街地・集落が形成されていることなど，災害を受けやすい条件下にあります。

このため，災害に強い都市構造の形成，自然災害対策の推進，地域における防災体制の確立など，都市防災対策に取り組む必要があります。

また，高齢化が進む中で，高齢者の交通事故が多く発生しており，安全な交通環境の整備を進めるとともに，子どもたちや高齢者が安心して暮らせるよう，犯罪の起きにくい環境づくりを進める必要があります。

(2) 都市防災対策の推進

ア　基本方針

崖崩れなどの危険箇所の把握と計画的な整備，河川・海岸の防災対策，密集市街地等における火災や地震による危険度の軽減への取組，避難場所や避難経路の確保と安全化，ライフラインの防災安全化などを進めるとともに，公共施設をはじめとした建物の耐震診断とそれに基づいた整備を計画的に進め，災害に強い都市構造の形成に努めます。

また，市民の防災意識の高揚や防災訓練，自主防災組織やボランティアの育成などに取り組むとともに，島しょ部としての制約への対応も考慮しながら，防災情報の収集・連絡，消防活動や医療救護，被災者の生活支援，復旧などに迅速かつ円滑に対応できるよう，地域ぐるみの防災体制の充実・強化を図ります。

イ　具体的施策

(ｱ) 災害に強い都市構造の形成

①　防災拠点の形成

都市拠点等において，地震・火災等の大規模災害時における防災拠点としての機能を確保することとし，災害対策用の施設の整備・充実を図ります。

②　市街地・集落の不燃化，耐震化の促進

地震・火災時における被害を軽減するため，公共建築物の不燃化，耐震化を進めるとともに，民間建築物の不燃化，耐震化を促進します。

また，災害（地震）に強い道路，上下水道施設などの整備や維持・管理の徹底を図るとともに，電力や通信に関する防災性の強化を，関係機関に働きかけます。

③　避難空間の確保・充実

地震・火災時等における避難場所の適正配置や防災機能・安全性の確保，食糧の備蓄などを図ります。

避難場所に安全に到達できる避難路などの確保に努めます。

避難場所などについては，高齢者等に配慮した環境整備に努めます。

④　防災・安全性を高める道路網や公園等の整備

災害時に緊急輸送道路，主要な避難道路となる国道，主要地方道，一般県道の整備を促進するとともに，市道や林道の整備を進めます。

市街地・集落及びその周辺において，公園などを計画的に確保し，その幾つかについては，避難に対応できる施設・設備の整備に努めます。

(ｲ) 自然災害の防止

①　土砂災害対策

関係機関と連携し，砂防事業，治山事業，急傾斜地の防災対策などを進めます。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための調査を行い，土石流や斜面崩壊により被害を及ぼす可能性のある地区については，市民・地権者の協力を得て土砂災害警戒区域等の指定を促進します。

丘陵地などでの無秩序な開発を抑制するとともに，開発行為等においては適切な防災対策の指導を図ります。

②　浸水・高潮対策

海水による浸食や高潮による被害防止のため，堤防や護岸の新設・改良，防潮扉の適切な管理と修繕など，海岸線の保全を促進します。

浸水による被害を防止するため，生活排水路や公共下水道などの整備を進めるとともに，都市下水路の拡充，汐回しの維持・管理の徹底などに努めます。

砂防指定地内河川をはじめ災害の発生する恐れのある河川を対象に，護岸の改修や堆積土砂の除去など河川の整備を進めます。

市街地・集落などにおいては，河川への転落などによる事故が起きないよう，安全対策を講じます。

河川の整備においては，防災性の確保・向上と併せて，生き物のすむ川づくりや景観への配慮に努めます。

(ｳ) 地域ぐるみで取り組む総合的な防災体制づくり

広報活動等を通じた防災に関する情報の提供，避難場所や避難路の周知徹底，地震時における対策の普及，防災機器の設置促進，児童・生徒への防災教育・訓練の実施などに努め，市民の防災意識の高揚を図ります。

地域ぐるみで防災体制を強化するため，自治会や事業所単位などの自主防災組織の育成・強化に努めます。

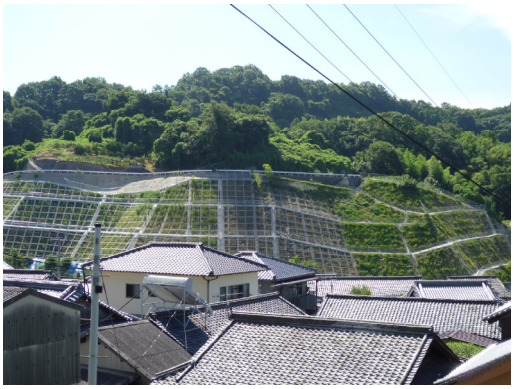

急傾斜地崩壊対策事業（江田島町中央）

図　土砂災害危険箇所・警戒区域，高潮浸水想定区域

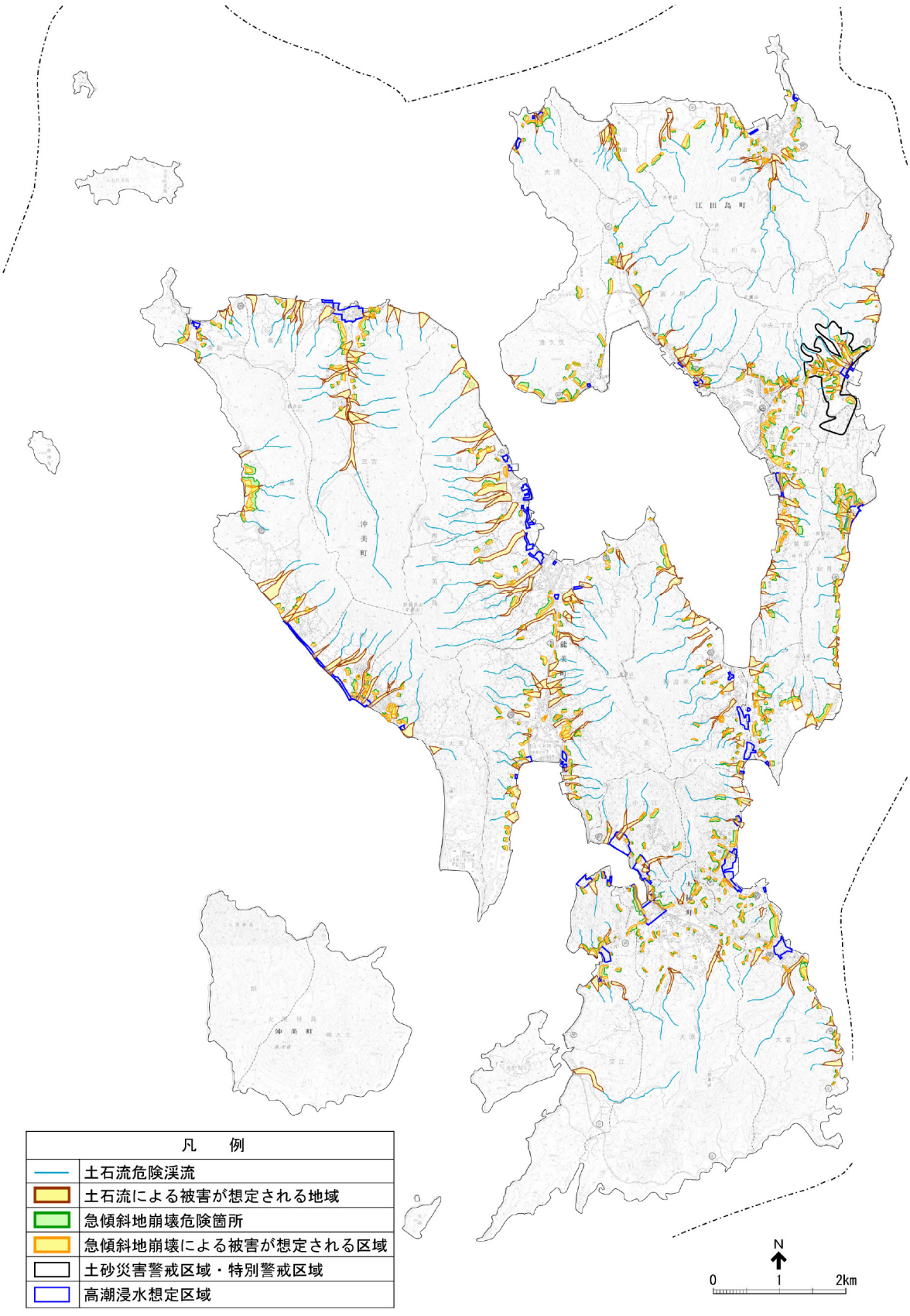

注：土砂災害ポータルひろしま（広島県土木局土木整備部砂防課）による。（平成22(2010)年８月19日時点）

(3) 交通安全対策の推進

ア　基本方針

安全で快適な交通環境を確保するため，道路交通体系の整備，歩道や交通安全施設の整備などに努めます。

イ　整備方針

(ｱ) 安全で快適な交通環境の整備

歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため，関係機関と連携し，歩道の設置や改善，自転車道の整備や自転車レーンの設置，安全なバス停の確保などに努めます。

また，高齢者や障害者等に配慮した歩行者空間を確保するため，バリアフリー化に取り組みます。

(ｲ) 交通安全施設等の整備

カーブミラー，ガードレール，道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めるとともに，危険な交差点の改良や横断歩道の適切な配置などに努め，交通事故の防止を図ります。

交通事故の危険性の高い区間や箇所などにおいては，舗装の色や材質を工夫するなど，車の速度の抑制やドライバーの注意の喚起を促す環境整備に努めます。

(4) 犯罪の起きにくい都市づくり

ア　基本方針

犯罪が発生しにくい環境づくりに向け，防犯外灯や街路灯の整備などを進めるとともに，子どもや高齢者等の安全・安心を守る地域ぐるみの活動を展開します。

イ　具体的方針

(ｱ) 防犯に資する施設・設備の整備

地域の防犯性，安全性を高めるため，防犯外灯や街路灯，防犯標識等の適正な整備を進めるとともに，施設の維持・管理の充実に努めます。

(ｲ) 住宅や事業所における犯罪の起きにくい環境づくり

防犯に関する情報提供を図りながら，家庭や事業所などにおける適切な防犯施設等の整備や防犯体制の強化を促進します。

また，市営住宅の建替えなどにおいては，犯罪の起きにくい住環境の整備を図ります。

(ｳ) 高齢者や子どもたちの安全の確保

高齢者や子どもたちが犯罪に遭わないよう，防犯情報の提供，意識啓発を図るとともに，関係機関などとの連携を密にし，防犯に取り組みます。

また，地域住民や子ども自らが危険箇所を発見し，マップ化する事業を進めるなど，地域ぐるみで防犯体制の強化を図ります。

9　全体構想図

【都市像】
自然との共生・都市との交流による『**海生交流都市**』えたじま

【都市づくりのテーマ】
みんなで築く魅力ある『海生交流都市』

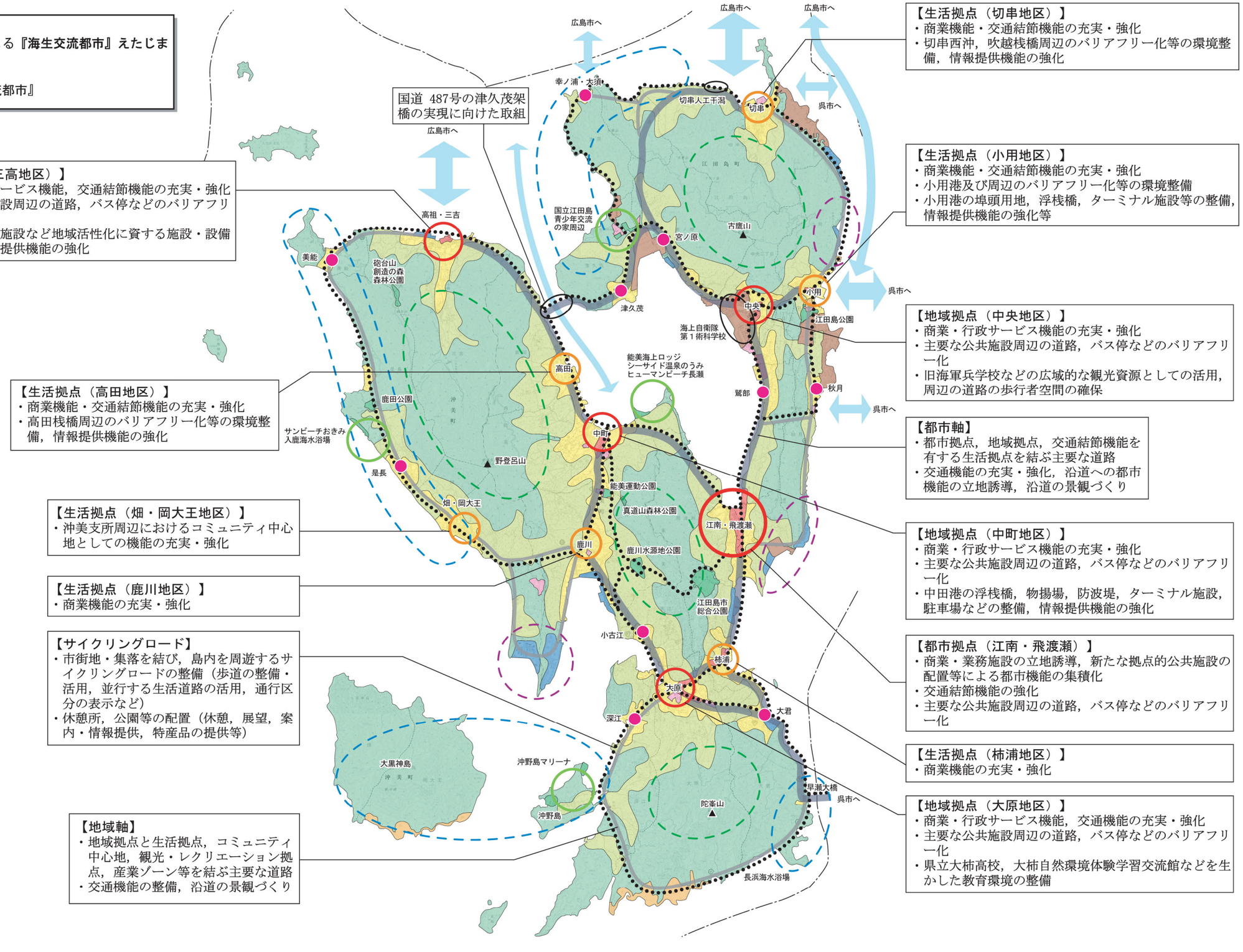

【地域拠点（三高地区）】
・商業・行政サービス機能，交通結節機能の充実・強化
・主要な公共施設周辺の道路，バス停などのバリアフリー化
・三高港の交流施設など地域活性化に資する施設・設備の整備，情報提供機能の強化

【生活拠点（高田地区）】
・商業機能・交通結節機能の充実・強化
・高田桟橋周辺のバリアフリー化等の環境整備，情報提供機能の強化

【生活拠点（畑・岡大王地区）】
・沖美支所周辺におけるコミュニティ中心地としての機能の充実・強化

【生活拠点（鹿川地区）】
・商業機能の充実・強化

【サイクリングロード】
・市街地・集落を結び，島内を周遊するサイクリングロードの整備（歩道の整備・活用，並行する生活道路の活用，通行区分の表示など）
・休憩所，公園等の配置（休憩，展望，案内・情報提供，特産品の提供等）

【地域軸】
・地域拠点と生活拠点，コミュニティ中心地，観光・レクリエーション拠点，産業ゾーン等を結ぶ主要な道路
・交通機能の整備，沿道の景観づくり

【生活拠点（切串地区）】
・商業機能・交通結節機能の充実・強化
・切串西沖，吹越桟橋周辺のバリアフリー化等の環境整備，情報提供機能の強化

【生活拠点（小用地区）】
・商業機能・交通結節機能の充実・強化
・小用港及び周辺のバリアフリー化等の環境整備
・小用港の埠頭用地，浮桟橋，ターミナル施設等の整備，情報提供機能の強化等

【地域拠点（中央地区）】
・商業・行政サービス機能の充実・強化
・主要な公共施設周辺の道路，バス停などのバリアフリー化
・旧海軍兵学校などの広域的な観光資源としての活用，周辺の道路の歩行者空間の確保

【都市軸】
・都市拠点，地域拠点，交通結節機能を有する生活拠点を結ぶ主要な道路
・交通機能の充実・強化，沿道への都市機能の立地誘導，沿道の景観づくり

【地域拠点（中町地区）】
・商業・行政サービス機能の充実・強化
・主要な公共施設周辺の道路，バス停などのバリアフリー化
・中田港の浮桟橋，物揚場，防波堤，ターミナル施設，駐車場などの整備，情報提供機能の強化

【都市拠点（江南・飛渡瀬）】
・商業・業務施設の立地誘導，新たな拠点的公共施設の配置等による都市機能の集積化
・交通結節機能の強化
・主要な公共施設周辺の道路，バス停などのバリアフリー化

【生活拠点（柿浦地区）】
・商業機能の充実・強化

【地域拠点（大原地区）】
・商業・行政サービス機能，交通機能の充実・強化
・主要な公共施設周辺の道路，バス停などのバリアフリー化
・県立大柿高校，大柿自然環境体験学習交流館などを生かした教育環境の整備

凡　例	
○	都市拠点
○	地域拠点
○	生活拠点
●	コミュニティ中心地
○	交流・レクリエーション拠点
◌	産業ゾーン
◌	海と島の交流・レクリエーションゾーン
◌	緑と眺望の交流・レクリエーションゾーン
●●●●	サイクリングロード
	住宅地
	商業地
	工業地
	集落地・農地
	自然緑地
	公園・レクリエーション用地
	公共公益施設用地
	防衛施設用地
	その他
	都市軸
	地域軸
⟷	海の交流ネットワーク軸
-·-·-	行政区域

N
0　1　2km